

第41回

# 福岡県公民館大会



平成6年7月29日

〈表紙〉

### 【福岡県の五大祭りの一つ風治八幡神社の川渡り神幸祭】

風治八幡神社の川渡り神幸祭は、福岡県の五大祭りとして、昭和29年県の無形民俗文化財に指定されました。この祭りは、永祿年間（1558～69）に疫病が流行した時に願かけをした風治八幡神社へのお礼として、奉納されたのが起源とされています。毎年5月の第3日曜日とその前日の土曜日、香春岳を望む彦山川で繰り上げられます。祭りの第1日目。「お下りの日」午後2時ごろ神社の境内で「お立ちの獅子」が舞われ、午後4時ごろ神輿<sup>みこし</sup>を先頭に10基前後の山笠が川を渡ります。賑やか

な鐘の音に合わせるように、50人を超えるかき手が山笠を曳き回り、暴れ互いに水しぶきを掛け合います。

対岸の「お旅所」に着くと「お着きの獅子」が舞われ、一晩「お泊り」になり「お上り」となる2日目は「お下り」と逆の順番で川を渡り、神社に戻ります。川筋の男たちが熱くなる、勇壮華麗な川渡り神幸祭が終わると、近隣の農家は苗代づくりを始め、筑豊に初夏が訪れます。

題字 松 永 鶴 雲  
表紙イラスト 是 澤 清 一

第 41 回

# 福岡県公民館大会

主 催

福 岡 県 公 民 館 連 合 会

福 岡 県 教 育 委 員 会

田 川 市 教 育 委 員 会

---

---

## 目 次

第41回福岡県公民館大会に寄せて .....	1
第41回福岡県公民館大会開催要項 .....	2
平成6年度公民館役職員表彰一覧 .....	6
平成6年度優良公民館表彰一覧 .....	14
記 念 講 演 .....	20
分科会事例発表要旨 .....	23
参 考 資 料 .....	49
1 「生涯学習のはなし」(その3)福岡県教育委員会(平成6年3月発行)―抜すい―	
2 福岡県公民館大会年表	
3 福岡県公民館連合加盟郡公民館連合一覧	
4 県内公立公民館一覧	

---

---

## 第41回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鐘 水 速 太

本日、ここ田川市におきまして、県内各地から多数の皆様方の参加を得て、第41回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係各位の御尽力の賜であると深く感謝申し上げます。

さて、公民館は、戦後から今日まで社会教育の一環として、地域の人々に学習機会や場を提供したり、各種団体の育成や自主活動の支援、及び地域課題解決のための地域活動の援助等を行ってまいりました。その間、昭和46年、国の「社会教育審議会答申」において、生涯教育の理念を踏まえた社会教育の拡大・発展が求められました。さらに臨時教育審議会の4次にわたる答申を受けて、「生涯学習振興法」の制定をはじめ、「中央教育審議会答申」や「生涯学習審議会答申」等が次々と出され、教育改革へ向けての新たな取り組みが始まりました。その一環として住民の生涯学習を支援する拠点としての公民館の在り方が改めて見直されてきています。本県公民館連合会におきましても、その期待に応えるべき各種の事業の展開を推進しているところですが、特に本県公民館大会におきましても、平成元年度と2年度に「生涯学習の形成をめざす公民館のあり方」、平成3年度からは昨年までの3年間は、「生涯学習時代に対応する公民館のあり方」をテーマに、研究協議を深めてまいりましたが公民館関係者の皆様の御努力により、これらの研究成果が十分生かされた公民館活動を実践されていることに、心から敬意を表するものであります。

今日、すべての人々が、人間性豊かな生活を営むために、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築が求められております。そこで、今大会のテーマに「住民とともに、生涯学習を目指す公民館の学習・交流活動の在り方」を掲げました。皆様方の熱心な研究協議によりまして、生涯学習社会実現へ向けての公民館の新たな役割や具体的事業の展開を明らかにし、明日からの実践に役立てていただくことを期待しております。

なお、昨年度は、今日の社会の変化に対応した公民館の在り方を示唆する資料として、県公連専門部の学習情報部会で「公民館職員のためのハンドブック」を編集していただきました。部会の皆様のご労苦に心から感謝申し上げますとともに、ハンドブックが有意義に活用されることを期待いたします。

終わりに、本大会が地域の人々の生涯学習を支援し、豊かな活力ある地域づくりの原動力となる公民館づくりについて有意義な大会になりますことを心から祈念申し上げます。

## 第41回 福岡県公民館大会開催要項

### 1. 趣 旨

住民の学習意欲の高揚、学習活動の多様化、学習成果の還元等により、住民の公民館に対する期待は、ますます大きくなっており、公民館の果たすべき役割と機能は、よりいっそうの拡充が求められている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方を求めて、日頃の実践活動及び当面する課題などについて相互理解を深め、公民館の充実・発展に資する。

### 2. 大会テーマ

住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方

### 3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、田川市教育委員会

### 4. 後 援

福岡県、田川市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会、田川市公民館連絡協議会

### 5. 期 日

平成6年7月29日（金）

### 6. 会 場

田川文化センター（主会場）ほか

〒826 田川市平松町3-36 TEL (0947) 44-6470

### 7. 参 加 者

約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、行政関係者、公民館利用者

## 8. 日 程

9:15~10:00	受 付
10:00~11:00	大会式典 開会のことば 主催者あいさつ 福岡県公民館連合会副会長 福岡県公民館連合会会長 福岡県教育委員会教育長 来賓祝辞 福岡県知事 福岡県議会議長 田川市長 表彰式 日程説明
11:00~12:15	記念講演 演題「生涯学習社会における公民館の役割」 講師 東京大学教育学部助教授 鈴木 真理 氏
12:15~12:20	次期開催地（京築地区）代表あいさつ
12:20~13:30	昼食・移動（アトラクション：さんさ太鼓・炭坑節保存会）
13:30~16:00	分科会
16:00	閉 会

## 会 場 一 覧

分科会場	分科会名	施 設 名
	第1分科会	田川青少年文化ホール ホール（1階）
	第2分科会	田川市中央公民館 講 堂（1階）
	第3分科会	田川青少年文化ホール 大会議室（2階）
	第4分科会	田川文化センター 大ホール（1階）
	第5分科会	田川市中央公民館 講座室1（1階）
全体会場	施 設 名	田川文化センター 大ホール

## 9. 分科会の構成

分 科 会		討 議 の ね ら い	討 議 の 柱
1	学習機会の提供と公民館	学習機会提供の拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代的課題に対応する学習機会の充実について</li> <li>・子どものニーズに応える学習内容・方法の開発と展開</li> </ul>
2	学習情報の提供・相談と公民館	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供について</li> <li>・学習相談の体制づくりについて</li> </ul>
3	学習集団の育成と公民館	学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材活用とボランティアの育成について</li> <li>・グループ・サークルの育成と援助の促進について</li> </ul>
4	学習・交流活動の推進と自治公民館	学習・交流の場としての自治公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決のための学習、実践活動の推進について</li> <li>・地域における交流促進の場としての自治公民館の在り方について</li> </ul>
5	同和教育の推進と公民館	同和教育を推進する公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同和教育推進のための学習、実践活動について</li> <li>・同和問題解決のための啓発活動について</li> </ul>

助 言 者	司 会 者	事 例 発 表 者	記 録 者	会 場 責 任 者
九州女子短期大学 教授  古市 勝也	京築教育事務所 主任社会教育主事  小松 憲道	福岡市当仁公民館 公民館主事 松村 光子  行橋市稗田公民館 館長 加藤不可止	山田市教育委員会 社会教育係長  有吉 秀志	庄内町教育委員会 社会教育係長  松熊 香
福岡県立社会教育総 合センター 調査研究課長  増川 忠生	福岡教育事務所 主任社会教育主事  徳田 猛	宗像市中央公民館 庶務係長 尾山 清  遠賀町教育委員会 社会教育指導員 吉村登輝雄	潁田町教育委員会 社会教育係長  中村 秀彦	稲築町公民館 公民館主事  添田 文彰
純真女子短期大学 教授  高倉 豊	北筑後教育事務所 主任社会教育主事  星野 照房	飯塚市人材派遣事業運営 委員会事務局長 高橋 孝則  久留米市青峰校区公民館 公民館主事 福田 潤子	飯塚市教育委員会 生涯教育課  香川喜代照	穂波町公民館 公民館主事  有吉 通徳
稲築町教育委員会 社会教育委員  久家 貞美	広川町教育委員会 派遣 社会教育主事  江上 靖則	小竹町御徳一区公民館 館長 小林 文雄  広川町中央公民館 館長 梅本 光男	桂川町教育委員会 社会教育係長  伊藤 秀一	碓井町教育委員会 社会教育係長  坂本 和光
福岡県教育庁指導第 二部同和教育課 企画振興班総括  奥田 昭義	北九州市八幡西中央 公民館 社会教育主事  中島 正信	北九州市両谷公民館 館長 波多野数昭  八女市西公民館 公民館主事 近藤 敏弘	嘉穂町教育委員会 同和教育係長  丸山クニ子	筑穂町教育委員会 社会教育係長  吉原 文明

## 平成6年度 公民館役職員表彰一覧

<p>公民館の役員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立公民館職員 勤続 10年以上</li> <li>・自治（町内）公民館長・主事 勤続 5年以上</li> <li>・公民館運営審議会委員 勤続 5年以上</li> </ul>	 <p>くり やま まさと <b>栗山 正人</b> 北九州市小倉北区 南小倉公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公民館講座の開設にあたっては、勤労者も参加しやすいよう配慮し、幅広い年代の参加に努めた。</li> <li>2 地域の自治組織と協力し、コミュニティ活動の推進を図った。</li> </ol>
 <p>まつ およ さく <b>松尾 與作</b> 福岡市東区 和白東公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 育児サークル、ボランティアサークル等の結成に積極的に取り組み、校区の生涯学習の推進に努めた。</li> <li>2 社会福祉協議会の結成等地域福祉の増進に尽力した。</li> </ol>	 <p>いま ばやし たけみつ <b>今林 武光</b> 福岡市東区 奈多公民館 主事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新旧住民の融和を図る事業に積極的に取り組み、地域コミュニティづくりに貢献した。</li> </ol>
 <p>やま と たかし <b>大和 隆司</b> 福岡市博多区 三筑公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特に高齢者教育の推進に努めた。</li> <li>2 各種団体の連携を図ることにより、地域の活性化に努めた。</li> </ol>	 <p>なん ば かずこ <b>難波 和子</b> 福岡市博多区 東住吉公民館 主事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 青年学級を継続的に展開し、青年教育の振興に尽力した。</li> <li>2 同和教育の推進に積極的に取り組み、同和教育の解決に努めた。</li> </ol>
 <p>とり い さちこ <b>鳥井 幸子</b> 福岡市中央区 当仁公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公民館運営の中心に人権尊重の精神を位置づけ、差別のない明るい町づくりに取り組んだ。</li> <li>2 広く地域の生涯学習の振興に尽力した。</li> </ol>	 <p>いの くち よし のり <b>井口 義則</b> 福岡市南区 大楠公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同和教育研修を積極的に取り組み、地域住民の人権意識の高揚に努めた。</li> <li>2 青少年の健全育成のため、文庫活動の充実に努めた。</li> </ol>



しの い のぶ お  
**篠井 信夫**

福岡市南区

長丘公民館 館長

- 1 グループ・サークルや地域団体の育成に努めた。
- 2 人権尊重を基盤とした校区づくりをめざし、人権尊重推進組織の結成に尽力した。



たに ひさ こ  
**谷 久子**

福岡市南区

宮竹公民館 主事

- 1 各種団体の連携を図り、差別のない明るく住みよい地域づくりに尽力した。
- 2 スポーツ活動、ボランティア活動に積極的に取り組んだ。



み き とし こ  
**三木 利子**

福岡市城南区

別府公民館 主事

- 1 PTAをはじめ地域団体の指導者としての経験をいかし、地域の社会教育の振興に努めた。
- 2 差別のない明るい地域づくりを目ざした公民館活動に尽力した。



かわ ぐち まさ み  
**川口 正美**

福岡市早良区

野芥公民館 館長

- 1 昭和57年より野芥サミットを継続的に実施し、地域団体との連携強化に努めた。
- 2 家庭教育ふれあい推進事業(子育てひろば)に積極的に取り組んだ。



まな こ しげ かず  
**真名子 重一**

福岡市早良区

四箇田公民館 館長

- 1 「親しみやすい、利用しやすい公民館」をめざした事業の展開に努めた。
- 2 市公民館長会の理事として、指導的役割を果たしている。



はやし よし や  
**林 芳也**

福岡市西区

玄界公民館 館長

- 1 離島の特性を活かした、島民に親しまれる公民館活動に努めた。
- 2 同和教育研修の推進に尽力した。



なか むら かつ とし  
**中村 勝利**

福岡市西区

元岡公民館 主事

- 1 伝承工作をとおしての世代間交流事業の実施や地域コミュニティづくりの推進に尽力した。
- 2 元岡校区人権尊重推進協議会を発足に努めた。



おお がみ きょう こ  
**大神 恭子**

福岡市西区

愛宕公民館 主事

- 1 福祉ボランティア「ふれあいあたご」等地域に根ざした自主活動を育成した。
- 2 「人権尊重」や「福祉の町づくり」の推進に努力した。



お まが り しげ よし  
**尾 曲 重 義**

大牟田市

大牟田市中央公民館  
運営審議会委員

- 1 公立公民館（中央館・地区館）の施設設備の整備充実に貢献した。
- 2 公立公民館と町内公民館の事業の連携に努め、新しい事業の推進に先導的役割を果たした。



は ら たけ はる よ  
**原 武 ハルヨ**

久留米市

久留米市中央公民館  
運営審議会委員

- 1 女性の地位と知識の向上に尽力し、公民館の主催事業である女性事業「レディスセミナー」の基礎を築いた。
- 2 託児室の開設を行うなど、利用者の向上に積極的に取り組んだ。



た なか まつ え  
**田 中 マツエ**

甘木市

馬田公民館 事務員

- 1 明朗にして快活、温かく住民に接し、的確な事務処理を行うなど地域住民の信望が厚い。
- 2 福祉と健康づくりに取り組み、住みよい馬田地区の発展に寄与した。



ま る おか たか き  
**丸 岡 隆 木**

豊前市

合河公民館 館長

- 1 各種学級・講座の開設及び団体の指導育成等公民館活動の発展に尽力した。
- 2 人と人とのふれあいを大切にした地域づくりに貢献した。



お く む ら ま す み  
**奥 村 十 寸 見**

豊前市

豊前市中央公民館 館長

- 1 地区公民館との連携を図り、館長会を設けるなど、公民館活動の推進発展に尽力した。
- 2 多彩な教室の開設に積極的に取り組んだ。



か ね こ えい こ  
**金 子 栄 子**

大野城市

大野城市中央公民館  
運営審議会委員

- 1 自ら公民館講座に参画し、市民の芸術・文化の振興、普及に努めた。
- 2 地区の貸出文庫の代表として活躍するなど、青少年の健全育成に尽力した。



ふ じ もり よし お  
**藤 森 義 夫**

前原市

波多江公民館 館長

- 1 校区の各種団体の連携体制を確立させるなど、校区のコミュニティづくりの推進に尽力した。
- 2 同和教育、人権教育の啓発活動に努めた。



ふ じ はる ひ ふ み  
**藤 春 一 二 三**

稲築町

稲築町公民館  
運営審議会委員

- 1 青少年の健全育成及び女性の地域活動の振興に努めた。
- 2 住民会議の委員として、町内公民館の発展と地域の活性化に貢献した。



なか なみ み しほ  
**中 並 美 潮**

稲築町

稲築町公民館  
運営審議会委員

- 1 長年の間、子ども会の育成、指導にあたり、町の子ども会の振興・発展に貢献した。
- 2 審議会では、建設的な意見を出し、公民館活動の活性化に努めた。



しら つち しげ み  
**白 土 繁 美**

穎田町

穎田町公民館  
運営審議会委員

- 1 永年にわたり高齢者の健康問題に取り組み、公民館活動の一環として位置づけ、高齢者の公民館利用を促進させた。
- 2 特に、老人サークル活動の推進に尽力した。



ほら しん さく  
**洞 眞 作**

志摩町

桜野公民館 館長

- 1 志摩スポーツ少年団の結成に尽力し、スポーツを通して青少年の健全育成に積極的に取り組んだ。
- 2 自治公民館と連携を図り、地域活性化に貢献した。

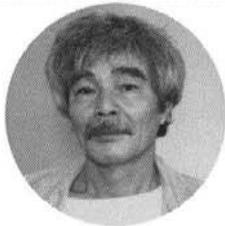


しげ おか とみ お  
**重 岡 富 男**

吉井町

吉井町公民館  
運営審議会委員

- 1 青少年の健全育成事業及び高齢者教育事業の推進を図った。
- 2 町の生涯学習推進の一員として、住民の生涯学習に対する意識の高揚に努めた。



お ばな しん きち  
**尾 花 伸 吉**

吉井町

吉井町公民館  
運営審議会委員

- 1 特に、子ども会育成に深くかかわり、次代を担う青少年の健全育成に積極的に取り組んだ。
- 2 自治公民館の育成に努め、地域活性化を図った。



あい ほら かず お  
**相 原 一 夫**

糸田町

糸田町中央公民館 館長

- 1 ふれあいを大切にし、地域に根ざした公民館活動を心がけ、自治公民館において社会教育講座を開設する等、その業績は大きい。
- 2 高齢者教育の充実に努め、高齢者の生きがいに貢献した。



おか だ まさ よし  
**岡 田 政 義**

北九州市門司区

西門司校区公民館 館長

- 1 地域住民の福祉の向上と明るく住みよい地域社会づくりに努めた。
- 2 自治公民館を中心に、西門司区の社会教育活動の振興・発展に尽力した。



みや ほら ふか み  
**宮 原 深 海**

北九州市門司区

藤松公民館 館長

- 1 藤松地区の住民の賛同により、昭和62年に現公民館が竣工した。この公民館建設に多大な尽力をした。
- 2 地区の団体と連携を図り、自治公民館活動の推進に努めた。



は せ が わ す す む  
長谷川 進

北九州市小倉北区  
黄金二丁目公民館 館長

- 1 地域の中高年を対象とした講座・教室を開設し、気軽に利用できる公民館づくりに努めた。
- 2 青少年を対象としてクラブ活動の推進に積極的に取り組んだ。



こ ん ど う た も つ  
近 藤 保

北九州市小倉南区  
下貫公民館 館長

- 1 公民館の施設整備に尽力した。
- 2 老人会、婦人会、子ども会の組織化を図り、組織的な地域活動ができるよう努めた。



ば ば た け し  
馬 場 猛

北九州市小倉南区  
葛原足立公民館 館長

- 1 各種団体・グループの組織づくりに尽力し、連帯感ある地域づくりに貢献した。
- 2 青少年の健全育成のための様々な行事を地域に定着させた。



も ち ぢ と し か つ  
持 地 俊 勝

久留米市  
山本校区公民館 主事

- 1 各種団体の連携を図り、公民館活動の充実・発展に努めた。
- 2 校区公民館連合会の主事部会の副会長として、校区公民館の共通課題の解決に尽力した。



よ し な が し な た ろ う  
吉 永 品 太郎

直方市  
知古1公民館 館長

- 1 スポーツを通して、青少年の健全育成に努めた。
- 2 各種団体と連携して、リサイクル運動に取り組み、地域の環境整備の促進に尽力した。



て ら わ き の り お  
寺 脇 典 夫

飯塚市  
鯨田浦田町内公民館 館長

- 1 老朽化した公民館の新築に尽力し、地域振興に寄与した。
- 2 獅子舞の伝統芸能の復活保存に積極的に取り組み、地区行事に定着させた功績は大きい。



ふ る か わ じ ゅん い ち  
古 川 順 一

飯塚市  
駅通り町内公民館 館長

- 1 17年の長きにわたり、自治公民館活動の振興・発展に貢献した。
- 2 地区公民館まつり「まつり菰田」の実行委員として、地域行事に参画し、ふれあいのあるまちづくりに努めた。



せ ぐ ち て つ じ  
瀬 口 哲 司

田川市  
立見区公民館 館長

- 1 校区住民のふれあいを深めるため、「校区運動会」「校区三代ゲートボール大会」を実施するなど、地域の振興に寄与した。
- 2 市公民館連絡協議会の活動の活性化に貢献した。



ほし の さとる  
**星 野 哲**

田川市

猪膝公民館 館長

- 1 隣接公民館と連携し、斬新な事業の企画運営を行い、校区内の公民館活動の活性化に努めた。
- 2 住民の教養を高めるための各種事業を推進した。



なか とみ よし お  
**中 富 義 夫**

筑後市

井田下公民館 館長

- 1 地域の団体との連携を密にし、地域の教育・文化の向上に努めた。
- 2 青少年健全育成の校区会長として、明るく住みよい地域づくりに積極的に取り組んだ。



なか むら ひろし  
**中 村 宏**

筑後市

長浜公民館 館長

- 1 特に、青少年健全育成に尽力し、多大な業績を収めた。
- 2 町内公民館「運営の手引」の作成に参画し、公民館活動の振興・発展に寄与した。



いま むら かず ひろ  
**今 村 量 弘**

大川市

鐘ヶ江公民館 館長

- 1 昭和63年度市の生涯学習モデル地区の指定を受け、地域住民の生涯学習の推進に尽力した。
- 2 青少年の社会参加と健全育成に積極的に取り組んだ。



た なか あきら  
**田 中 昭**

大川市

大下公民館 館長

- 1 ハンギリ大会やお祭り広場などのユニークな事業を企画、実施し、他のモデルとなるイベントづくりに努めた。
- 2 町内公民館役員研修会の指導的役割を果たし、その業績は顕著である。



こ が ひさ お  
**古 賀 寿 男**

小郡市

津古公民館 館長

- 1 自治公民館連絡協議会の会長として、66の自治公民館活動の推進に努めた。
- 2 市同和教育研究協議会の会長として、住民の人権意識の高揚に努めた。



や ひろ よし のぶ  
**八 尋 喜 信**

筑紫野市

紫が丘公民館 館長

- 1 町内公民館長として、公民館活動を通して地域づくりに貢献した。
- 2 市小地区公民館連絡協議会の役員として、町内公民館活動の振興と発展に寄与した。



やま した まさ ひろ  
**山 下 雅 弘**

宗像市

高六自治公民館 館長

- 1 モデル自治公民館制度を導入し、自治公民館活動の活性化に尽力した。
- 2 体育・スポーツ面では、綱引き大会、綱引き講習会を実施し、住民の融和と指導者の養成に積極的に取り組んだ。

 <p>おさ しま やす お <b>箆 島 安 夫</b> 城島町 西青木公民館 館長</p> <p>1 ふれあい、仲間づくり、思いやりを重視した活動の推進に尽力した。 2 総務、教養、体育、産業、厚生各部の組織化を図り、公民館の運営体制の充実に努めた。</p>	 <p>いし かわ すすむ <b>石 川 進</b> 大木町 大角西公民館 館長</p> <p>1 青少年から高齢者まで、幅広く住民に親しまれる公民館活動に積極的に取り組んだ。 2 町の公民館運営審議会委員として、生涯学習の基盤づくりに努めた。</p>
 <p>さ さ き よ そ お み <b>佐々木 四十臣</b> 広川町 一條公民館 館長</p> <p>1 区民の総意をまとめ、平成3年公民館を新築落成に導いた功績は大きい。 2 新生活運動、青少年の健全育成に尽力した。</p>	 <p>よ ね ま る ひ さ お <b>米 丸 久 男</b> 大任町 上今任公民館 館長</p> <p>1 区民ミニ文化祭の内容充実を図り、年々参加者が増え、区に根ざした行事に位置づけた。 2 サークル活動の推進に努め、公民館をふれあいの場とした。</p>

・公立公民館職員	21名
・自治（町内）公民館・主事	22名
・公民館運営審議会委員	8名
計	51名



## 平成6年度優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設状況
						敷地面積
公	1	北九州市	ひ <small>あがり</small> 明 公民館	〒802 北九州市小倉北区日明4丁目 3-7 ☎ (093) 571-3704	吉本后子	m <sup>2</sup> 727
	2		いち <small>えだ</small> 枝 公民館	〒804 北九州市戸畑区一枝1丁目8-1 ☎ (093) 881-1029	藤井和臣	505
立	3	福岡市	わ <small>じろ ひがし</small> 和白東 公民館	〒811-02 福岡市東区高美台2丁目3-10 ☎ (092) 607-2442	宮城壽一	519
公	4		おお <small>はま</small> 大浜 公民館	〒812 福岡市博多区大博町7の17 ☎ (092) 281-0343	中村 勇	717
民	5		いた <small>つけ</small> 板付 公民館	〒816 福岡市博多区麦野1丁目29番 12号 ☎ (092) 581-1117	高木邦男	826
	6	や <small>なが にし</small> 弥永西 公民館	〒816 福岡市南区弥永2丁目14-1 ☎ (092) 582-9620	大賀寛治	780	
	7	かな <small>やま</small> 金山 公民館	〒814-01 福岡市城南区友丘6丁目9-36 ☎ (092) 801-2830	石井幸一	593	

施設状況			設備の状況	推薦の理由
建物延面積	構造	建築年月日		
m <sup>2</sup> 539	鉄筋 2階建	昭42.4.1	講堂 和室(2) 集会室 調理室	地域の代表による講座の企画委員会、公民館クラブの指導による点訳ボランティア養成講座、老人保健施設との交流会の実施等積極的に取り組んでいる。
384	鉄筋 コンクリート	昭56.4.1	市民ホール 講堂 和室 調理室	特に、「福祉の町づくり」を目指し、公民館講座の中に「市民福祉講座」を開設し11年目迎えた。住民の福祉に対する理解と活動の推進に取り組んでいる。
276	木造 2階建	昭53.3.30	講堂 会議室 談話室	人権尊重を基本とし、青少年の健全育成やサークル活動の充実、自主学习グループの援助等公民館が地域の中のオアシスになることを目指している。
307	鉄筋 コンクリート	昭48.10.13	講堂 和室 学習室 会議室	社会同和教育の拡充に積極的に取り組むとともに、子どもたちの山村交流事業を実施する等、生き生きとしたまちづくりを推進している。
330	鉄筋 コンクリート	昭58.3.31	講堂 和室 学習室	高齢者の生きがいがづくり事業、女性の教養講座、地域住民のスポーツ活動、人権学習、生活技術講座等公民館が真に生涯学習・コミュニティの場である。
287	鉄筋 2階建	昭57.3.31	講堂 和室 学習室	平成6年2月に、校区の人権尊重推進協議会が結成され、差別のない地域づくりに積極的に取り組むため教育的条件整備に努めている。
281	木造 2階建	昭55.9.9	講堂 学習室 和室	地域の大半は団地である。明るく住みよいぬくもりのある地域づくりをめざして、住民のニーズを取り入れた事業を展開している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設状況
						敷地面積
公立 公民館	8	福岡市	さわら良公民館	〒811-11 福岡市早良区2丁目9番33号 ☎ (092) 804-2420	餘田幸夫	m <sup>2</sup> 3,266
	9		いさひがし老岐東公民館	〒819 福岡市西区大字橋本1丁目14-2 ☎ (092) 811-2185	鎌田和男	495
	10	大牟田市	みかわ三川地区公民館	〒826 大牟田市樋口町5-8 ☎ (0944) 52-5957	田辺広	493
	11	甘木市	たていし立石公民館	〒838 甘木市大字頓田299番地の1 ☎ (0946) 22-2101	本石安男	800
自治 (町内) 公民館	12	飯塚市	だいにちじ大日寺町内公民館	〒820 飯塚市大字大日寺831-7 ☎ (0948) 23-9460	野島耕一	551
	13	田川市	いずみがおか泉ヶ丘公民館	〒825 田川市大字夏吉3755番地	磯崎辰夫	990
	14	八女市	よしだ吉田公民館	〒833 八女市大字中吉田1753 ☎ (0943) 24-5751	中島寿	646

施設状況			設備の状況	推薦の理由
建物延面積	構造	建築年月日		
m <sup>2</sup> 1,064	鉄筋 コンクリート	昭55.5.13	講堂 図書・学習室 和室 会議室	地域の面積が広く、遠距離地域に学習機会提供のため「出かける社会教育」事業を実施し、公民館と地域とのかかわりを深めている。
281	鉄筋 コンクリート	昭57.3.31	講堂 学習室 和室	住民の人権尊重の意識の高揚を図るため、町別同和教育研修の推進に努め、差別のない住みよい地域社会づくりに取り組んでいる。
1,030	鉄筋 2階建	昭45.4.1	研修室 和室 料理室 図書コーナー	25のクラブが公民館で活動している。地域との密接な連携のもとに、各種学級・講座を開設。また地域の伝統芸能を校区共催で実施している。
370	木造	昭29.4.1	大広間 調理室 会議室（中・小）	「みんな住みよい・明るい・豊かな町づくりをめざして」を目標に掲げ、住民のふれあい、健康増進のための活動を推進している。
167	木造	昭61.12.1	集会室 和室 調理室	平成2年より農区（生産組合）を中心に、村おこしの一環として、レンゲ祭りを実施し、住民の親睦と融和を図る事業に取り組んでいる。
158	木平 造屋	平3.3.3	ホール 和室 調理室	「夢と花と笑いの故郷づくり」をテーマに区と公民館と子ども会育成会が中心となって、区民全員で杏の木を植え、あんずの里づくりに取り組んでいる。
460	鉄筋 2階建	平1.11.14	大ホール 和室（2） 調理室 ホール	農業を中心とする2つの町内と転入者で人口が増えている一つの町内からなっている。伝統行事が多く、組織的な活動の取り組みが確立している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設状況
						敷地面積
自治 （ 町 内 ） 公 民 館	15	筑後市	和泉東公民館 <small>いずみひがし</small>	〒833 筑後市和泉279-30  ☎ (0942) 52-6070	福本芳行	m <sup>2</sup> 470
	16	大川市	本木町公民館 <small>ほんぎまち</small>	〒831 大川市大字本木室890  ☎ (0944) 86-6841	本村 勇	300
	17	筑紫野市	湯町公民館 <small>ゆまち</small>	〒818 筑紫野市大字武蔵473番地	安永恭之	297
	18	大野城市	上大利公民館 <small>かみおおり</small>	〒816 大野城市上大利2丁目18番1号  ☎ (092) 596-4686	荒木 信夫	1,104
	19	前原市	浦志公民館 <small>うらし</small>	〒819-11 前原市大字浦志458  ☎ (092) 323-5019	中 隈 豊	299
	20	遠賀郡	岡垣町 南高陽区公民館 <small>みなみこうようく</small>	〒811-42 遠賀郡岡垣町戸切994-61	横矢守行	516
	21	田川郡	添田町 庄西地区公民館 <small>しょうにし</small>	〒824-06 田川郡添田町大字庄  ☎ (0947) 82-2264	立花正一	535

施設状況			設備の状況	推薦の理由
建物延面積	構造	建築年月日		
m <sup>2</sup> 185	木造	平3.11.1	集会室 料理室 研修室	区民の中から選ばれた人々で組織された運営委員会がうまく機能し、民主的な公民館運営がなされている。健康・福祉に関する研修会を実施している。
218	木平造屋	平5.12.30	集会室 和室	町内美化運動、少年健全育成、青壮年ソフトボール大会を中心に住民の参加を促す行事を積極的に実施し、地域コミュニティづくりを推進している。
566	鉄筋建 2階	昭59.3	集会室 図書室 学習室 和室	子ども育成会、老人会、婦人部、湯町文庫部等専門部活動と学習サークルが活発に活動している。毎月運営委員会を開催し、事業の推進に当たっている。
515	鉄筋建 2階	昭59.3.25	ホール 会議室・和室 体育室 調理室	人口急増地区にあって、住民の融和と協調をめざす活動に積極的に取り組んでいる。特に、健康づくり、貸出文庫事業は他の模範となっている。
285	木平造屋建	昭58.5.1	大集会室 研修室 会議室 調理室	16行政区中最大の区で、商工会の店舗100店を有し、若い年代層の活動が目覚ましく、将来が期待されている。住民の融和がよく図られている。
100	木平造屋建	昭53.4.1 (平2.7.)	集会室(3) 炊事場	区民の連帯意識が強く、文化祭、盆踊り大会、環境美化運動等区民の参加が多い。5年度より町の指定を受け、区民の健康づくりに取り組んでいる。
251	鉄筋平屋建	昭52.3.31	集会室 和室(2) 図書室 炊事場	文化行事として、郷土の伝統を継承する神幸祭子ども山笠、体育行事として、史跡めぐりふれあいバイキング等地域の特性を生かした活動をしている。

「生涯学習社会における公民館の役割」

すずき まこと  
鈴木 眞理

・東京大学教育学部助教授



- ★東京大学文学部（社会学）卒業
- ★東京大学大学院教育学研究科（社会教育学修了）
- ★東京大学教育学部助手・岡山大学教育学部講師
- ★1993年から東京大学教育学部助教授

著書（共著）

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 「成人学習論と生涯学習計画」 亜紀書房 | 1994年 |
| 「生涯学習の生態学」 野間教育研究所  | 1993年 |
| 「ライフサイクル」 東京大学出版会   | 1993年 |
| 「社会教育計画」 学文社        | 1992年 |

1. 社会教育の周辺

## 2. 生涯教育と公民館

## 3. 「公民館主義」からの脱却

## 4. 公民館の新たな役割



# 分科会事例発表要旨

## 第1分科会 学習機会の提供と公民館

学習機会提供の拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・現代的課題に対応する学習機会の充実について

・子どものニーズに応える学習内容・方法の開発と展開

助言者 九州女子短期大学 教授 古市勝也

司会者 県教育庁京築教育事務所 主任社会教育主事 小松憲道

記録者 山田市教育委員会 社会教育係長 有吉秀志

会場責任者 庄内町教育委員会 社会教育係長 松熊香

## 家庭教育学級「乳幼児教室」について

福岡市当仁公民館 主事 松村光子

私達の当仁校区は、福岡市中央区に位置し、交通の便もよく、西公園、大濠公園、舞鶴公園と三つの公園に恵まれ、健康管理をするには最適な校区だと思っています。昔ながらの居住者と立ち並ぶマンションの町並みです。人口10,823人ですが、高齢化が進んで住民の約10.8%が高齢者の校区です。

その中で公民館が、地域のコミュニティ活動の場として、校区行事はもちろんのこと、各種団体の利用、33のサークル（会員数530名）の活動。中央保健所が主催する「リハビリ」教室も月2回行われています。このように幅広い利用がなされ、昨年は約32,000名の利用者がありました。

公民館では、市単位補助事業の家庭教育学級と、公民館講座として「高齢者教室」、「婦人学級」、「壮年講座」、「思春期子育て講座」、「親子ふれあい講座」等を実施しています。

その中の一つである家庭教育学級「乳幼児教室」のことを報告いたします。これまでの家庭教育学級は、子育てが一番大切だと言われている小・中学生を持つお母さん達を対象に行ってきました。しかし、他の学習に比べ努力の割には、年々学習への参加者が少なくなる一方でした。そんなとき、中央保健所主催で行われている、育児相談に集まるお母さん達

と話す機会がありました。

- ◎ 転勤してきて、親子ともに友達のいない人
- ◎ 育児に不安や悩み、戸惑いのある人
- ◎ お年寄りと一緒に生活をしていたら、当然注意されているだろうと思う、基本的な躾のなさなど、いろいろな問題点が出されました。

そこで、転勤による転出入が多い中、思いきって乳幼児を持つお母さんを対象に「乳幼児教室」を開くことを計画しました。

- (1) 子どもの心理と発達段階に応じた躾のできるお母さんをめざして
- (2) 仲間づくりをしながら、子どもと共に育つことをめざして
- (3) 自信を持って子育てをしていけるお母さんをめざして

という目標をもって始めました。

「継続して勉強できる親子20組」を募集しましたところ、27組の申し込みがあり開講しました。定員オーバーですが、転勤者の多い校区ということもあって、そのままのスタートです。

内容については、保健所の育児相談事業と共催という型をとりましたので、公民館と校区担当の保健婦さんと主催者側で、一方的に決めました。

楽しい遊び、健康について、絵本との出会いの大切さ、季節の行事を大事になどです。

いづれは「子育てサークル」として巣立ってほしいという願いがありましたので、季節の行事については、自主的な勉強会という型をとりました。

七夕祭では、七夕飾りの作り方のプリントを用意して、班ごとに特徴あるものができました。

クリスマス会は、計画・準備・実施には各班のリーダーさん達が積極的に活躍しました。準備段階での子どものプレゼント用「サンタの顔のポシエット」作りでは、全員が苦勞して取り組みました。苦手な人もいましたが、教え合う姿もみられ仲間づくりの輪が広がっていきました。講座や行事の合間では班ごとで集まり、公園へ出かけたり、公民館を利用して情報を交換したりと学習以外の交流もありました。学習を続けていく中で、子育ての不安や迷ったり悩んだり、戸惑ったりしていたことが、「なんだこんなことだったのか」と育児に自信やゆとりを持ったお母さん達を見るにつけ、母も子も共に育つ教育の大切さを痛感しています。

2年目からは、衛生連合会の保健衛生モデル地区の指定（平成4年～6年迄3年間）を受けました。

今までの乳幼児教室を母体にして共催していくことになり、学級生の代表者、保健所、校区保健衛生推進委員、公民館が前年度の反省や要望に基づき事業計画を立て実施し、今年で4年目を迎えました。

参加者（延べ人員）年度ごとの推移

年 度	平成3	平成4	平成5
回 数	11回	16回	18回
延べ参加人員	428	526	802

開講から今までの参加人数を表にまとめて見ると、年々回数も参加人数も増えてきました。

3月の年度末に「一年間の反省とこれからの計画」の時間に、改めて学級生の皆さんに「今年は保健衛生のモデル地区最後の年です。平成7年度からは『子育てサークル』として自立して頂きたいのです。」と話しました。

反省や希望いろいろな意見が出される中で、「7年度からは自分達だけで運営をしていくには、今まであまりにも公民館に依存していたと思います。今日の反省会で出された事柄をふまえて、自分達でいろんなことを話し合いたいのですが」という申し出がありました。

学級生の中で6年度の活動に向けてリーダーを3名選出、6年度の活動プログラム作成から、積極的な意見を出してくれました。

1. グループ分け（連絡が取り易いように町内別）
2. 会費のこと（承認をもらえば会計係をつくる）
3. お世話係 受付・進行・準備と後かたづけ
4. 会報紙発行
5. 会則をつくる
6. 毎回ミーティングを行う
7. 自分達の住んでいるマップ作り

参加を楽しくする工夫として誕生月の子どもに、誕生カードをメタル（手作り）を渡す。出席した記録として個人の出席カードを作る。子ども達にも童謡を教えていきたいのでひと月に一つ親子で歌う。歌詞カードを前もって渡しておいて家で覚えてくる。（今までは始まるまでバックで流していた）

お世話係の仕事は、連絡網の順に全員が担当します。出来る出来ないは別として全員参加することが大切です。そのかわり当番になった人達は、3名のリーダーさん達と事前に2～3回は細かい打ち合わせをして係が困らないように配慮をしています。

会則と言えば堅苦しくなりますが、会の約束ごとです。これもリーダーを中心に皆んでつくりました。会則の最後のページの最後に次のようなことを書いています。

**乳幼児教室「つんなご会」は一人一人が参加し、つくりあげていく、みんなの会です！「つんなご」とは「みんなで、手と手をつないで」という意味が含まれています。一人よりも二人、二人よりも、もっとももっと多勢で楽しく、育児に取り組みませんか。今までの経験や、育児のアイデアなど、気軽に話し合いながら、大人も子ども達に負けないくらい、たくさんのお友達をつくりましょう。お天気が悪いからって、家の中に閉じこもらないで、楽しいお友達がいっぱい「つんなご会」へ親子そろって体調をバッチリ整えて参加しましょう！**

この会での出会いが、子ども達にも、お母さん達にもステキな出会いであり、それがずっとずっと続いていくように、みんなで仲良く手を取り合って、進めて行けたらと願っています。

開講して3年を過ぎたところで、自分達の会だから自分達がしっかりしなければ、と積極的に取り組んでくださる学級生に成長して下さったことは、とても嬉しい限りです。一年、二年とリーダーの転



# 学習機会の提供と公民館

行橋市稗田公民館 館長 加藤 不可止

## 1. 行橋市と稗田校区の概要

行橋市は昭和29年10月に1町8村が合併して出来た田園都市で、以前は北九州市のベッドタウンとして発展しましたが、今では京築地方の中核都市としてたくましく歩み続けています。人口は約68,000人です。11小学校区に公民館があり、中心部に中央公民館があります。稗田校区は市の西端に位置し、戸数は約800戸で人口は約3,400人の田園地帯です。

## 2. 稗田公民館の活動

はじめに

今日の社会の変化に対応する教育の在り方として生涯教育が提唱され、社会教育の分野でも生涯教育の視点に立った推進が強く求められております。なかでも社会教育の中心施設である公民館は、人々が生涯にわたり学習していく拠点となるべき施設として重要視されてきております。このような状況にあって、公民館が地域社会における人々の学習要求に応えるための拠点として、また、地域づくりのための拠点としての役割・機能を十分備えもつ事はこれからの社会教育の振興にとって大きな課題であると言われております。そこで、私達はこのような趣旨にそうべくいろいろな学習に取り組んでおります。

以下、稗田公民館で取り組んでいる活動の主なものです。

### ① 婦人学級（別表）

年間10回を計画し計20時間程度の学習をしています。この外6つのグループ学級も開設しています。

### ② 家庭教育学級（別表）

社会状況の著しい変化の中で、家庭教育の重要性が今更ながら重要視されています。その中でどのようにたくましく、人間性豊かな子ども達を育てていくか、親として真剣に学ばなければならない時です。その為本学級では10講座を計画し20時間程度学習しています。

### ③ 高齢者健康教育講座（別表）

### ④ 学校週5日制子供講座（別表）

家庭は子ども達の生活の基盤であり、子どもの人格形成や基本的な生活習慣を培う場として重要な役割を担っていると言えます。ところが、現代家族の特徴を或る識者は「家庭のない家族」と呼んでいます。家族とは家庭という場で子どもを健やかに育み、同居する者同志が互いに人間として成熟し、よりよき人生を歩むことが出来るように支えあうものです。家族ではあるが支えあう事を失っている現象が最近が目立ってきていると言われております。

さて「学校週5日制」が平成4年9月12日（土）から始まりましたが、この制度は家庭での、地域での教育が月に1日増えた事になるわけです。学校に頼るだけでは、家庭教育・社会教育は出来ません。子ども達の最も近くに居る人はその子にとって一番の教育者です。この1日を「地域に、家庭に子ども達を取り戻す大切な日」にしたいものです。では家庭で出来る事はどんな事でしょうか。それは（ア）親子で一緒に出来る遊びや行事を通して、ふれあう機会を増やす。（イ）子ども達が自ら進んで行う生活を見守り助ける。（ウ）積極的に家事を手伝わせる。などを主な目やすにしているようですが、当日家庭や地域で過ごせない子ども達の為に各校区ごとに講座を用意しております。

稗田公民館では昨年は私が講師となって、ゲームと映画を主体に7回実施しました。毎回5～6人から多い時で11人の参加者でした。ところが11月13日（土）と小学3年生の男子が1人でした。そこで講師の私と2人で、輪投げ・玉入れ・ポートルース等のゲームをした後、映画「はばたけ明日への瞳」（51分）を視聴して終わりました。「一隅を照らす教育」こそが本物の教育だと常日頃より考えていますので、この日も2人で楽しい半日を送りました。

(別表) 婦人学級

平成6年度 稗田校区 婦人学級計画 (案)					
学級名	稗田校区婦人学級	学級責任者	井上 昭子	会場	稗田公民館
学級生数	50名	会場	稗田公民館	学級責任者	井上 昭子
学習日	月1回	会場	稗田公民館	学級責任者	井上 昭子
学習の目標 (テーマ)	婦人の連帯意識を高め、家庭や地域社会の向上発展に役立てる。 郷土の歴史を学び郷土を愛する心を養う。				
月日	学習テーマ	学習内容	学習方法	講師・助言	
5. 11 水	開講式	・学級のあり方 ・楽しい講座に	講 話	社会教育課長 市図書館職員	
6. 30 木	青少年育成	心豊かな子供に	講 話	教育指導室 藤田 信治 先生	
7. 28 木	手芸教室	気軽に手描きを	実 習	上畑よし子 先生	
8. 25 木	老人保険 福祉計画		講 話	福祉事務所職員	
10. 23 金	社会見学	城下町を たずねて	見 学	公民館長	
11. ?	郷土の歴史	行橋の歴史	講 話	市教育委員会 教育長 白石 寿 先生	
12. 20 火	研修視察	食品の流通機構	見 学	北九州卸売市場 職員	
1. 19 木	同和教室	差別のない 明るい社会	講 話	京築教育事務所 指導主事	
2. 3 水	料理教室	ベテラン主婦すば やくできる手料理		婦人会会長 井上 昭子 先生	
2. 27 月	閉講式	実践発表と 年間の反省	発表 話し合い	社会教育課長 公民館長	

◎講師の都合により、変更することがあります。

(別表) 家庭教育学級

平成6年度 稗田校区 家庭教育学級計画 (案)					
学級名	稗田校区家庭教育学級	学級責任者	中野 真由美	会場	稗田公民館
学級生数	50名	会場	稗田公民館	学級責任者	中野 真由美
学習日	月1回	会場	稗田公民館	学級責任者	中野 真由美
学習の目標 (テーマ)	21世紀に生きる現代の子供の全人間的育成をめざし、親として、大人としての学習を深める。				
月日	学習テーマ	学習内容	学習方法	講師・助言	
5. 11 水	開講式	・学級のあり方 ・楽しい講座に	講 話	社会教育課長 市図書館職員	
6. 30 木	青少年育成	心豊かな子供に	講 話	教育指導室 藤田 信治 先生	
7. 8 金	子供の健康	心と体の健康	講 話	養護教諭 工藤恵美子 先生	
8. 4 木	親子 ふれあい	楽しく食べよう	実 習	運営委員	
8. 25 木	老人保険 福祉計画		講 話	福祉事務所職員	
9. 22 木	社会見学	レトロの街を 訪ねて	見 学	公民館長	
10. 21 金	郷土の歴史	郷土再発見 歩いて、見て、聞いて	見 学	公民館長	
11. 11 金	手芸教室	手作り=手縫い	実 習	屏 幸恵 先生	
12. 3 木	料理教室	お節料理	実 習	有墨 祥子先生	
1. 22 土	同和教室	差別のない 明るい社会	講 話	京築教育事務所 指導主事	
2. 27 月	閉講式	実践発表と 年間の反省	発表 話し合い	社会教育課長 公民館長	

◎講師の都合により、変更することがあります。

(別表) 高齢者健康教育講座①

◎高齢者健康教育講座 (稗田公民館) 平成4年度	
1. 趣 旨	高齢者が、社会参加することはその活動力の成果として。 ①自己の存在感や充実感が得られる。 ②仲間や地域社会での所属意識からの安心感が生まれる。 ③地域に残っている文化の伝承をする。 ④高齢者の持っている様々な力を発揮して、子供の健全育成につとめる。
2. 目 的	この講座を推進するためには「健康づくり」が基本になる。 健康づくりには、2つの内容がある。その①つは体の健康づくりであり、②つめは、心の健康 (仲づくり・人づくり・生きがいづくりなど)づくりであることを自覚し努力する。
3. スローガン (合い言葉)	※顔にシワが出来ても、心にシワを造るまい
4. 方 法	この講座は、常に老人クラブ天寿会と連携をして行う。

(別表) 高齢者健康教育講座㉔

5. 講座内容			
回数	月日	内 容	講 師
①	5/14	○開講式の後～遠足(馬ヶ岳登山)	○主催者 ○公民館長
②	7/23	○健康体操・歯の衛生・映画会 ◎木を植えた男(マンガアニメ30分=自分の仕事に打ち込んだ男の献身的な働きぶり)	○体操(市健康センター) ○歯科医師
③	8/6	○高齢者の生き甲斐(講義)と映画会 ◎ぼくがおじいちゃん、おじいちゃんがぼく(アニメ 32分=子供もお年寄りも共に豊かに幸せに暮らすには、どうしたらよいか)	○学識経験者
④	9/4	○ふるさと再発見(郷土史学習会)	○郷土史家
⑤	10/20	○子供とふれあい会(竹細工・お手玉作り)	○会員相互
⑥	10/29	○小学校授業参観とレクリエーション大会	
	11/1	○遠足(御所ヶ谷登山)	○公民館長
⑦	12/24	○クリスマス会(男性料理教室)	○料理講師
⑧	2/25	○冬の健康(講義)と映画会	○医師
		◎現代生活とメンタルヘルス(健康衛生31分=どうしたら心の健康を守ることができるか)	
⑨	3/25	○恵まれたる生命(講義)と映画会	○お寺の住職
		◎120才まで生きよう(老人28分=お年寄りの健康づくりで、交通事故をなくそう) ○落第パーティー	
☆子供会の夏休みラジオ体操の会に参加する			

(別表) 学校週5日制子供講座

資料① 平成6年度 学校5日制 子ども講座

稗田公民館

回数	月/日	内 容	予 定 講 師
1	7/9	①ゲームと紙飛行機競争 ②映画「お兄ちゃんと僕の七転び八起き」(180号) 43分	末 松 六 則 加 藤 不可止
2	9/10	①ゲームと折り紙教室 ②映画「5匹の子ぎるたち」(46号) 20分	末 松 六 則 加 藤 不可止
3	10/8	①ゲームとスケッチ大会 ②映画「おこずかい」(39号) 18分	末 松 六 則 加 藤 不可止
4	11/12	①ゲームと縄とび大会 ②映画「空き缶が車椅子に」(393号) 22分	末 松 六 則 加 藤 不可止
5	12/10	①タコ作りとタコあげ大会	末 松 六 則
6	3/11	①校区ふれあい文化祭	加 藤 不可止

㉕ 県無形文化財「検地楽」の保存(資料㉔)

検地楽は、150年くらい前から行橋市大字下検地の王野八幡宮に伝承されている民俗文化財で4才から12才くらいの男児によって毎年5月3日・4日の神幸祭で打っております。女の児は山車を引きます。下検地に生れた私もこの楽を打って育ちました。私が子供の頃は鉦・太鼓合わせて20人くらいおりましたが、現在は子供が少なく、今年は鉦打ち5人太鼓打ち4人の9人しかおりませんでした。来年は中学3年生1人がミコシかきに上がりますので8人になります。学校週5日制の「地域でできること」の例のなかに文化祭(郷土芸能・地域の遊び、祭りなど)に地域として参加し交流を深めるとありますが、下検地の子ども達はこれに参加し、祭りの中心となって頑張っています。

㉖ 各球技大会と駅伝大会(別表)

稗田校区の年中行事となっている各球技大会と駅伝大会は公民館が事務局となって実施しております。

(ア) 青少年ソフトボール大会(青少年の健全なる育成を図り相互の親睦を深める事を目的として毎年8月上旬に実施している)

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6
参加チーム	9	9	9	9	8	8	8	8	8	7	7	7	台風中止	6	?

(イ) 子供会球技大会(夏休み中の体力増強・非行防止と子どもや指導者同志の親睦を図る事を目的として毎年8月下旬に実施している)

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年度	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6
参加 チーム	7	7	8	8	8	8	8	7	13	12	?

(ウ) 壮年ソフトボール大会（現在校区を背負って活躍している壮年の体力維持と親睦を深める事を目的として毎年8月中旬に実施している）

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6
参加 チーム	8	9	7	9	8	8	7	7	9	?

(エ) 稗田文化の里巡り駅伝大会（健全で豊かな心を持った青少年を育成するため、小学生から大人まで9人でチームを作り偉人や史跡の多い校区内を一巡し文化に富んだ町づくりに寄与する。大会は毎年11月第3日曜日に実施し

ている。なおこの大会に警察官10名警備に当たり、パトカーの先導で10km強を走る）

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
年度	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6
参加 チーム	12	12	13	11	13	12	11	11	9	8	7	8	7	?

### ⑦ 校区ふれあい文化祭（資料③）

校区内の各団体の参加により「村おこしと校区民相互の親睦を図る」ことを目的として4年度より実施している。なお、収益金の一部を市内の2老人福祉施設に寄付している。

### 3. まとめ

公民館使用者は、4年度が6,852人で5年度は8,240人でしたが、今後も校区民の要求を聞き、参加者がより増えるように努力したい。

## 第2分科会 学習情報の提供・相談と公民館

学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・多様な学習に応える学習情報の収集・提供について

・学習相談の体制づくりについて

助言者 福岡県立社会教育総合センター 調査研究課長 増川 忠生

司会者 県教育庁福岡教育事務所 主任社会教育主事 徳田 猛

記録者 穎田町教育委員会 社会教育係長 中村 秀彦

会場責任者 稲築町公民館 公民館主事 添田 文彰

## 多彩な学習需要に応じて

宗像市中央公民館 庶務係長 尾山 清

### 1. はじめに

宗像市の人口 74,384人(平成6年6月現在)

進行する高齢化 60歳以上 18.1%

65歳以上 12.4%

### 2. 多様多彩な主催事業

- ・平成5年度事業(別紙)
- ・平成6年度の重点的課題

#### (1) 公民館活動の多様化・活発化をはかるため

ア. 多様な学習機会の提供

市民大学、女性の為の講座、文学講座、宗像学講座、経済学講座、何でもみる・してみる講座、語学講座(中国語・韓国語)

イ. 自発的な学習活動の援助

申請による講座、講師派遣事業

ウ. 学習成果活用場の配慮

市民ギャラリーの活用、公民館報の発行(毎月15日発行)

エ. 地域作り・まちづくり人材養成のために

ボランティア養成講座(古文書を読む講座、美術ボランティア養成講座…市史編纂事業と連動して)

#### (2) 学習情報の提供・相談機能の充実をはかるため

##### ① 学習情報提供

公民館の充実…館報編集委員会の活発化、サークル情報交換、投稿

##### ② 相談機能の充実

福教大、九大、東海大、北九大等近辺の教育機関との連携、申請による講座、講師派遣事業の充実、相談事業の開設

#### (3) 地域活動の拠点としての役割をはたすため

ア. 地域教育計画(社会教育計画)の策定…これからの館活動の在り方、館並びに周辺整備計画、等について公運審に諮問。

イ. くつろぎの場・自由な交流の場、アイディア・意見交換の場の工夫、各種の集会・フォーラムの開催や援助、映画祭の開催

ウ. 市民参加・ボランティアの活用

公民館運営審議会の活発化をはかることは勿論、館利用者懇談会、館報編集委員会、市民ギャラリー運営委員会、講座等企画運営委員会への市民参画をはかる。もって公民館が地域に根ざし、総合的教育文化の館であること、そして市民参加のもと合理的民主的に運営活用される館であることをめざす。

#### (4) 公民館の施設整備について

イ. 調理室・トイレ等の改修、倉庫・備品等の整備

### (申請による公民館講座開設)

**1. 目的** 公民館は住民の実際生活に即する教育・学術・文化の施設として、多様な主催事業を行い、市民の学習活動を援助し、その施設を広く市民に開放し提供する館である。その公民館の主催事業の一つとして、市民が企画し運営することを基本とした講座を開設する。もって地域社会の充実、地域住民の生活文化の向上に寄与せんとするものである。

**2. 開設の要件** この講座の開設に際しては、次の要件をみたしていることが必要である。

- ①宗像市内に住所を有する15人以上の参加者があること（参加者名簿の提出）
- ②開設期間は一年間を限度とする期間
- ③開設会場は中央公民館(フィールドワークを含む)
- ④学習プログラムの提出（学習内容は社会教育法第20条にかなうものであること）
- ⑤学習時間は10時間から20時間以内（5コマ～10コマ）
- ⑥趣味・娯楽などの実技を習得するためのもの、営利の為の事業、特定の政党を支持し又はこれに反対するための政治活動や特定の宗教のための宗教活動、は除外する。但し、高齢者、ハンディを負った方々のサークル、団体及びこれらの方々に奉仕しようとするボランティアの為の実技習得(手話・点字など)は例外とする。
- ⑦講座終了に際してはイ. 出欠一覧表 ロ. 講座日誌 等を提出しなければならない。

### (中央公民館講師派遣事業)

#### 1. 趣旨

市民自ら自主的に学習活動を行っているサークルでは、こんな先生を講師に迎えてお話を聞いてみたいが、小さなグループであるため経費の点でなかなか呼べない、という悩みがよくあります。宗像市中央公民館では、そういうサークルや団体が行う自主的な学習活動を援助することを目的として講師派遣事業を行っています。

#### 2. サークル、団体の要件

この制度を利用するには次の要件をみたしていることが必要です。

- ①社会教育活動を目的とし、継続的かつ計画的に活動を行うサークル・団体であること。
- ②10名以上の会員を有し、かつ会員の過半数が宗像市民であること。

③サークル・団体の代表者および連絡責任者が宗像市民であること。

④サークル・団体の規約及び年間活動計画それに会員名簿を有すること。

⑤自ら営利事業を行い、または他の営利事業にサークル・団体の名称を利用させるものではないこと。

⑥政治団体または宗教団体でないこと。

### 3. 活動内容の要件

①趣味・娯楽などの実技を取得するためのもの及び営利を目的としたもの、特定の政党を支持または反対するための政治活動や特定の宗教のための宗教活動ではないもの。ただし高齢者、ハンディを負った方々のサークル・団体およびこれらの方々に奉仕しようとするボランティアのための実技習得(手話・点字など)は適用するものとする。

#### (市民ギャラリー使用規則)

##### (宗像市中央公民館内規)

この市民ギャラリーが、市民の方々の自由な発表の場として、絵画、書、写真、彫刻等の発表はもちろん、各種の創作活動や研究成果の発表展示などに気軽にご利用いただけるよう、以下のような使用規則を制定しました。多様で多彩な発表・展示が煩雑に開催されることを念じてやみません。

第1条 この市民ギャラリーは、市民の団体、個人を問わず、どなたでも利用できます。

第2条 この市民ギャラリーの使用料は無料です。

第3条 この市民ギャラリーの使用期間は20日間を限度とします。但し、公民館休館日(月曜日)を含みます。

第4条 展示期間中の作品の破損、盗難等の事故については、公民館はいかなる責任も負いません。出品者あるいは主催者の側で十分な管理・監視をお願いします。

第5条 展示期間中、会場内における作品売買交渉等の行為は厳禁いたします。但し、特別な事情によるバザー活動などの場合、例外もあります。その際は公民館との事前協議が必要です。

第6条 展示・発表終了後は来場者の人数、寄せられた感想、ご意見等の記録について、その記録の綴りを一部、公民館に提出して下さい。

第7条 その他の事柄につきましては公民館の使用規則等によるものとします。

この使用規則は平成5年3月1日より実効します。

### (何でも見てみよう) 講座

福岡県内および近郊の都市では美術館、博物館などが建設され色々な事業が開催されております。又あちこちで色々な催しものや報告会、発表会などがあります。そんなとき、呼びかけ合い、誘い合い、集ってバスを借り切り、その地へでかけて見る、というような事業を企画しました。一人でゆくには不便でもあり億劫でもありますが、一緒に行けば楽しくもあり、便利でもあり、人と人の新たな出会いもあって、実り多いものになるのではないかと思料します。

#### 記

#### 1. 回数 年4回ほど

- \* 第1回の日時は5月31日(火) 8時~17時  
先行 名護屋城博物館、田島神社(佐賀県鎮西町、外)
- 費用 1人 3,800円(バス代、高速料、弁当代、入館料一切)
- バス 総合観光より2台(30人×2)
- 定員 60人(60人に満たない場合はバス1台で)
- 募集方法 広報5月15日号で募集

### (漢文を楽しむ講座)

1. 趣 旨 魏志倭人伝など、日本のことが記された中国の歴史書が多くあります。それら中国の歴史書を散策します。日本と中国の交流の歴史について学びます。
2. 講座日程 \*6月から9月まで第2、第4土曜日、午前10時から(ただし、6.25は13時から、8月は第1土曜日の6日) 10コマ  
\*途中フィールドワーク(バス見学)を1回ほどおこないます。
3. 定 数 40名
4. 受講資格 どなたでも受講できます。
5. 受講料 無料。ただしバス研修などは実費(バス借り上げ料、見学(入館))徴収します。

### (美術ボランティア養成講座)

1. 趣 旨 宗像市郡内には平安時代、鎌倉時代、南北朝時代の木彫(仏像)などが比較的多くあります。いずれ

も美術作品として価値の高いものであり、貴重な文化財です。これらの作品について、東洋及び日本の美術史をひもときつつ、基礎的な事柄から学び、造詣を深めてゆきます。宗像の仏像をはじめ石造物、梵鐘、和鏡、などについてきちんと説明できる市民層を養成するために、この講座を開設します。

2. 開設期間 平成6年7月~平成7年12月(2か年24コマ)

#### 3. 学習プログラム

回	講義内容
1	開講式、オリエンテーション
2	東洋美術概論 I
3	” II
4	” III
5	日本美術史 I
6	” II
7	九州の仏像その1
8	” その2
9	梵鐘と和鏡について
10	古上野の系譜について

\*この間、フィールドワーク、美術館めぐりなど適宜行う予定です。

4. 受講資格 なし。どなたでも受講できます。
5. 募集定員 35名
6. 費用 無料。但しバス代などは実費負担。

#### 3. いくつかの課題

- (1) 市民参加による企画運営の円滑化  
企画運営委員(ボランティア)  
公民館利用者(団体)懇談会…の活用  
公民館運営審議会
- (2) 地域教育計画の策定を
- (3) 公民館の狭隘化老朽化  
公民館増改築の具体化を  
公民館周辺の整備を
- (4) 公民館職員体制の充実
- (5) 市内及び近郊の教育・研究機関との連携協力

# 遠賀町における生涯学習ネットワーク事業

遠賀町教育委員会 社会教育指導員 吉村 登輝雄

## 1. 遠賀町の概要

遠賀町は、英彦山に源をもつ遠賀川の下流にひらけた遠賀川平野の中心部に位置し、東西5キロメートル、南北9キロメートルに広がる総面積22.29平方キロメートルの町である。

人口は、北九州都市圏のベットタウンとしての需要で、特に昭和40年後半から50年にかけての人口の伸びが著しく、それ以降、人口は確実に増え続け、19,000人を数えている。

また、就業者数8,000人のうち4割は、北九州市への通勤者であり、北九州市をはじめとする他地域への依存体質が強く、地域経済の自主性はまだ弱いといえる。

一方、町の高齢化は進行し、高齢人口は、既に全人口の13パーセントを超えており、これから先、新興団地の人口の成熟化や、平均寿命の伸びからすれば高齢化は、着実に進行することが推定される。

## 2. 町民の自主的活動を促すための体制づくり

遠賀町は、昭和59年に第二次総合計画を、平成4年には第三次総合計画の基本構想、基本計画を策定した。

基本目標の五つの中の一つに「輝かしい未来を拓く教育、文化都市づくり」を掲げ、社会教育面では、「町民の自主的活動を促すための体制づくりと施設整備を積極的に進める」と、社会教育の充実を掲げた。

町教育委員会は、昭和63年、公民館運営審議会・社会教育委員会へ「住民意識調査について」「人材登録制度について」「地域公民館の活性化について」を諮問した。

平成元年に行った「社会教育・住民意識調査」の結果を答申し、またその調査の結果から、「人材登録制度」に対しては、「これからの町民の学習は、一層盛んになることを考え、町民の学習要求に応え、学習の振興を図るには、人材登録を行って、町民が身近な場所において、少人数で、自発的、自主的かつ相互学習ができるような方策を講じることが重要である」と答申した。また「地域公民館の活

性化」については、「地域住民の自発的、自主的学習活動の場として、サービスの充実を図り、地域の運営関係者に対してもこれらの理解を深めるための方策を講じる必要がある」と答申した。

## 3. 町民学習ネットワーク事業の方針を決める

教育委員会は、これらの答申を受け、「人材登録制度を採用するための条件整備を早急に行うことが必要であるとし、平成4年度に入ると、遠賀町民学習ネットワーク事業運営の方針を決めた。

一方、有志指導者の発掘、育成のため、町民に対し、この事業に対する理解を深めながら有志指導者の推薦を呼びかけた。地域公民館の協力のなか、35人の推薦を受け、人材登録制度へ向け準備を進めた。

## 4. 町民学習ネットワーク事業がスタート

平成5年4月1日、遠賀町民学習ネットワーク事業運営規約および同運営細則が施行、この事業はスタートした。

この規約の第1条には、定義として、公民館運営審議会、社会教育委員会の「人材登録制度について」の答申の主旨を掲げた。また、この事業の実施主体は、町教育委員会とし、運営組織として、この事業の運営委員会を置き、地区公民館連絡協議会の代表者など、社会教育、社会福祉関係団体の代表者、学識経験者等5人の運営委員を委嘱した。

町民から推薦を受けた35人の有志指導者も登録を終え、学習相談窓口も、中央公民館内に設けた。

一方、この町民学習ネットワーク事業が、生涯学習社会における町民の自発的、自主的学習活動を促す体制づくりであるとともに、地域の公民館活動の活性化とも強いつながりをもつことから、地域の公民館館長は、この事業主旨・内容を十分ふまえ、地域における学習相談窓口となった。

中央公民館と、町内に広がった25の地区公民館(自治公民館)の学習相談窓口が連携したことによって、町民の自主的学習活動を助け、町民への情報発信、受信活動をスムーズにした。

## 5. 学習相談が始まる

運営組織ができた。有志指導者も揃った。この事

業を理解していただくための学習情報もでき、中央公民館から、地域の公民館を通じて情報は発信された。

職域から、先ず最初の受信が届いた。英会話の学習相談である。早速、英会話の有志指導者と打合せ、有志指導者を紹介し、町民学習が始まった。(6月)

次いで、地域からの学習相談があった。老人クラブが中心となって地域での学習活動である。社交ダンスの有志指導者を紹介、生きがいつくり学習が始まった。

7月、町の広報紙“おんが”の3ページを活用して、「身近な地域の公民館等で、少人数でも出来る楽しい生涯学習を始めませんか」と町民に呼びかけ、35人の有志指導者、学習内容を紹介するとともに、活動を既に始めている学習グループを紹介した。

9月には、ポスターも出来上がった。事業参加を呼びかけるリーフレットも作成した。

地域に対する働きかけは、中央公民館と地域の公民館が連携して行ってきたが、企業に対する働きかけは十分とはいえなかったので、企業への働きかけを開始した。

町内の30人以上の従業員を有する企業代表者へ、この事業の主旨を説明、事業への参加を呼びかけた。

次いで、企業の従業員の方たちへ、同様呼びかけた。

今年度は、より多くの新しい情報を発信できるようにと、町の広報紙“おんが”を活用して年6回、隔月おきにそれぞれ2ページにわたって「町民学習ネットワーク」が確保されることになった。

一方、地域に生まれた学習活動を、地域の文化活動にどう結びつけるか、どう継続した活動にするか、その環境づくりがすすめられ、5月、遠賀町文化協会が発足、地域に生まれた学習グループ活動を含め、地域に文化活動のすそ野を広げようとする活動への期待は大きい。

今後、地域の公民館を中心にして活動する学習グループは、中央公民館と地域の公民館との連携によって生まれ、育ちつつある。

現在、中央公民館、地域の公民館で学習活動を行っているグループは、

英会話学習グループ	7グループ
社交ダンス学習グループ	4グループ
毛筆習字学習グループ	2グループ
ペン習字学習グループ	1グループ

カラオケ学習グループ	1グループ
華道・日舞学習グループ	1グループ
計	16グループ

である。

また、11月には、いきがい健康福祉施設「ふれあいの里」のオープンが予定され、高齢者福祉はもちろん、あらゆる福祉の発信基地として、生涯学習、生きがい学習は、中央公民館、地域の公民館と連携して、大きな広がりを期待されている。

## 第3分科会 学習集団の育成と公民館

学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・地域人材活用とボランティアの育成について

・グループ・サークルの育成と援助の促進について

助言者 純真女子短期大学 教授 高倉 豊

司会者 県教育庁北筑後教育事務所 主任社会教育主事 星野 照房

記録者 飯塚市教育委員会 生涯学習課 香川 喜代照

会場責任者 穂波町公民館 公民館主事 有吉 通徳

## 高齢者ボランティアの小・中学校教育への派遣事業の実際

飯塚市人材派遣事業運営委員会 事務局長 高橋 孝則

### 1. はじめに

本事業は、老人大学・大学院生及び修了生・その他いろいろな知識や技術を持った高齢者並びにボランティア等の人材を募り、小・中学校の要請に応じて派遣する事業である。現在、飯塚市と粕屋郡の8町の2地区が、県のモデル地区として実施している。

### 2. 事業の目的

高齢化、生涯学習社会を迎え、老人大学（院）・修了生及び高齢者の持つ豊かな知識や技術等を、小・中学校等の教育活動に生かす。このことを通して、

①高齢者が積極的に、地域づくり、人づくりに参画して、高齢者としての生きる欲びと価値を追求してもらう。②同時に学校では両者のふれあい（世代間交流）を促進することによって、高齢者に対する尊敬の念を培い共生の意識や、豊かな感性を育てる。③また、地域に内在する教育機能を学校教育に生かすことによって、学校の活性化を図り、開かれた学校づくりを目指すと共に、学校教育と社会教育との連携を一步前進させる。

### 3. 事業の内容（展開）

小・中学校や、地域の人々の学習活動を支援するため、飯塚市を中心として老人大学（コスモス大学）大学院を修了した人々、並びに知識や特技を持った

高齢者やボランティアの方々を募集し（登録）、学校等の要請に応じて指導者（援助者）として派遣する。

#### (1) 運営委員会及び事務局の設置

運営委員会は、関係機関及び組織の代表15名で構成し企画・運営にあたる。さらに、本会の実務を処理するために事務局を設置している。

#### (2) 人材の募集と登録

高齢者の方々に、本事業の趣旨をよく理解して頂き、「自分でできることならやってみよう」という気持（意欲）になって頂き「登録」して頂かなければ本事業は進展しない。そのために、次のような啓発活動を通して趣旨の理解を図り、登録への勧誘活動に努めた。

（啓発活動及び登録勧誘活動について）

●実施要綱 チラシ・ポスターの配布と掲示

①啓発用チラシ（登録用紙付）の全世帯配布

②各地区公民館にチラシの設置・ポスターの掲示

③山田市・嘉穂郡の各町公民館・社会教育課にチラシの設置とポスターの掲示

④各地区老人クラブへの配布（チラシ・実施要綱）

●学校・社会教育関係・組織への説明

①学校関係者一市内小中学校校長会・教頭会

②老人大学・大学院・自主運営の3・4年生

③社会教育関係—公民館長・主事会

④各地区老人クラブの諸会合

⑤その他関係機関・組織の諸会合

●マスコミ関係の利用

①各地区公民館報

②新聞各社（西日本・朝日・毎日・読売）

③筑豊ジャーナル(情報紙各戸配布) NHK・TV等

**(3)登録者数（平成6年5月31日）**

年齢別登録者数

年 齢	男	女	計
20歳未満			
20歳以上29歳未満	1		1
30歳以上39歳未満	2	2	4
40歳以上49歳未満	7	2	9
50歳以上59歳未満	3	4	7
60歳以上69歳未満	34	14	48
70歳以上79歳未満	26	16	42
80歳以上	1	2	3
計	74	40	114

平成5年7月15日より募集を初め、1月後には予想を上回る54名の登録者があった。その後、登録者の知人・老人クラブ等の紹介をもとに事務局等の働きかけを通して漸増し、10月迄に90名に達した。現在（6年5月31日）までに114名になっている。

（指導内容別登録者数）（人数は延数）

①歴史と伝統・文化の伝承等（14分野44名）

②生産活動（3分野28名）③自然体験（4分野8名）

④文化・芸術活動（16分野39名）⑤科学技術（3分野7名）

⑥健康スポーツ活動（13分野48名）⑦奉仕活動（3分野8名）

⑧その他（5分野7名）

となっており、1人で複数の分野にまたがる人がいるため延数では189人となっている。

**(4) 派遣者（登録者）の研修**

指導の実際にあたって頂くために、説明会を兼ねた事前の研修会と、派遣後に懇談会形式の研修会を実施した。・1回（9月6日）「地域づくりの課題・生涯学習社会における高齢者の社会参加について」・「人材派遣事業の実際にあたって」・2回（9月14日）「現在の小・中学校の課題と問題点」・小学校の授業参観・3回（2月16日）派遣者と学校側代表を交えた懇談会

**(5) 派遣の実際**

①学校側の派遣要請と受入れ体制づくり

派遣登録者ができて、学校側よりの派遣要請がなければ事業は進展しない。校長会・教頭会、市教育委員会の学校教育課を通して、事業の趣旨を理解

して頂き、学校の活性化・開かれた学校づくりのために積極的な導入と、実際に受入れた場合の体制づくりについて、きめの細かい配慮をお願いした。

そして、学校にとっても、派遣者の皆さんにとっても、「やって良かった」という実践になるよう努めた。その結果、学校側の理解と協力を得て予想以上の派遣要請が出てきた。

指導内容別 派遣回数及び人数

小 学 校				中 学 校					
	指導内容	回数	人数		指導内容	回数	人数		
1	クラブ活動	38	175	1	クラブ 木版画	3	3		
	ゲートボール				2	3			
	竹細工			1	1	2	選択教科	26	63
	囲碁			9	17		竹細工・工作		
紙工作	2	4	2	手芸	13	24			
2	生活科 郷土芸能	1	3						
3	行事 レクリエーション	2	2	3	教科	13	37		
	(PTAと合同)				書道			19	19
	舞踊				美術(切り絵)			2	4
	もちつき大会				理科(食酢植物)				
稲刈り	1	4							
4	ゆとりの時間	2	8	4	学活	1	1		
	伝承遊び				手話			2	2
	手話				ヨガ			1	3
	野鳥観察				ゲートボール				
折り紙	2	2							
合計						82	159		
5	教科 社会科	1	1	6	教科	150	390		
	フォークダンス							1	1
	生産活動							1	2
6	その他	1	1	6	その他				
	鎮西公民館								
	クッキング・スクール								
	(小学生を対象)								
合 計		68		231					

月別派遣者数及び指導の対象人数

月	指 導 者 数	指導対象人数
9	65	795
10	62	1310
11	90	1144
12	40	1632
1	52	967
2	70	1138
3	11	173
計	390 (内1名は旅費不払い)	7159

5年度の派遣総数は150回390名（延数）に達し、当初計画を大幅に上回り、指導を受けた児童生徒数は7,159人となった。

#### 4. 期待される効果や反応

##### (1) 学校の反応

5年度で派遣者を導入した学校は19校中15校となった。反応としては、受け入れる前は、戸惑いもあったようだが、一旦導入した後は、どの学校も「非常に有意義である。授業が活性化する。めりはりがきく…」「今後も続けて行きたい」「教師にとっても勉強になる」「いろんな分野で活用できるものは取り入れたい」「授業だけではなく、何よりも良かったことは、生徒だけではなく、教師にとっても、言葉の端々、立ち振る舞い、服装等々、数え上げればきりが無い位学ばせて頂いた…」等々。学校としても、導入の効果を評価しており、今後もいろんな分野で取り入れたいという意向がある。また、「技術や知識面の指導だけではなく、高齢者との触れ合いを通して、若い教師にはない豊かな人生体験を通しての言動には、子どもたちにはもちろん教師にとっても学ぶことが多い」という校長の感想も多く上がっている。

また、児童・生徒たちの感想文等からも、殆どの子どもたちが好意的に受けとめ、共に学習することを楽しみにしている。

##### (2) 派遣者の感想

5年度は登録者93名中62名の方々が実際に指導にあられた。その殆どの人たちが「やって良かった」「この次を楽しみにしている」「生き甲斐、老後の頭脳の若返りのために…」等、大変よい反応の結果が出ている。

#### 5. まとめと今後の課題

僅か1年間の実践で効果を評価することはできないが、この取り組みを着実に定着化して行けば、必ず初期の目的を達成していけるものと実感する。

- ① 学校側の派遣要請の片寄り、並びに教育課程における位置づけの検討と教師の意識の変革
- ② 登録者の指導内容と学校のニーズとのずれ
- ③ 地域社会への啓発と新たな人材の発掘
- ④ 学校教育と社会教育の緊密な連携
- ⑤ 幼稚園・児童センター・子ども会活動への発展



## グループ・サークルの育成と援助の促進について

久留米市青峰校区公民館 主事 福田潤子

### 1. はじめに

久留米市には、公立の中央公民館と27の小中学校区にそれぞれ設置されている自治公民館（以下、校区公民館という）とがある。

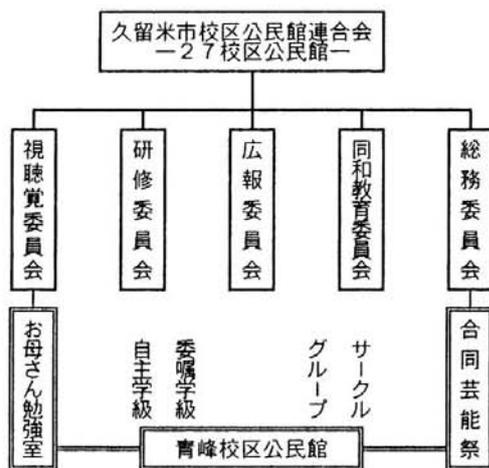
青峰校区公民館は、27ある自治公民館の一つで、久留米市の南東部に位置し、高良山の南側にある山麓を切り拓いて造成された新興の団地の中にある。

校区にはおよそ1,800世帯（5,700人）が居住している。団地が出来て23年になるが、青峰校区公民館は、身近で便利な学習活動の場として校区住民におおいに利用されている。青峰校区と同様他の校区公

民館も、それぞれの地域の実情にあわせて住民の自治活動と生涯学習活動を活発に行っている。

そして、久留米市内の27の校区公民館が『相互の連携を強め共通課題の研究と処理に当り、校区公民館の向上を図りもって社会教育の充実発展に寄与する』ことを目的に久留米市校区公民館連合会（以下、久公連という）を組織し事業を行っている。

久公連で実施される事業は、現在まで校区公民館活動と密接な連携を保ちながら運営されている。そこで青峰校区公民館と久公連との連携という視点から、グループ・サークルの育成と援助の促進につい



て考えてみた。特に、久公連実施事業である『お母さん勉強室』と『合同芸能祭』とが青峰校区公民館の生涯学習活動に役立っていること、なかでも『お母さん勉強室』がリーダー養成を含めた学習グループの育成と援助に大きな役割を果たしていることを事例として上げ考えてみた。

## 2. 『お母さん勉強室』について

『お母さん勉強室』は、平成6年度から第9期生を迎え新しい学習に入っている。1期は2年なので第9期生は平成8年3月に終了することになる。

学習計画の第1年次は、公民館主事研修を兼ねて主事主導による学習計画を組み込み、学級生には学習の運営や学習の方法を学習してもらおう。第2年次は、第1年次の学習を基盤にして主事の指導助言を受けながら学級生主導の形で学習するというプログラムで進めている。

学級生は、久留米市内の校区公民館がそれぞれ公募し、それに応募された方たちで構成されている。

青峰校区公民館も「公民館だより」で公募し毎期学級生を参加させている。



▲お母さん勉強室の風景 (H.5.11.19)

『お母さん勉強室』の終了の際には、学級生に対し自主学級への取り組みを奨励している。第1期終了生は「久留米ニューロード」という自主学級を組織し、昭和58年から学習活動を開始し、現在に至るまで活発な学習活動を続けている。今回の第8期終了生も希望者が集まって地道な活動が始まっている。

### (1) 青峰校区公民館における取り組み

青峰校区公民館から参加された『お母さん勉強室』の終了生は、平成2年度から第6期生・第7期生を中心に校区内のPTAのお母さんたちを対象に「お母さん教室」を開催されている。

青峰校区公民館では、平成4年度から世代間交流事業の実施に取り組み「お母さん教室」からの要望で「夏休み親子教室」を開催した。

事業名	実施日	参加人数	参加費
1日バス見学旅行 『玄海原子力発電所』	H.4.8.12	62名	1,500円
工作教室『お部屋の中は香りでいっぱい』	H.4.8.18	16名	300円
料理教室『おいしく作って楽しくパーティ』	H.4.8.20	15名	ペアーで 600円
工作教室『にわたりのティッシュ・ケース』	H.4.8.27	21名	600円

今年度、久留米市の委嘱学級として家庭教育学級を実施することになったので、『お母さん勉強室』の第6期・第7期・第8期生に開級までの準備を依頼した。

- ・学習計画案の検討と作成
- ・学級生の募集方法の検討
- ・開級式の準備と当日の役割分担
- ・学習班の決定

などを検討して開級式を5月30日に実施した。学級運営のために学級長、副学級長、会計、庶務、班長などの役割を決め、学級長には平成6年度からの第9期生に引き受けてもらった。

### (2) これからの取り組み

青峰校区公民館の場合、『お母さん勉強室』の終了生は地域のなかで学習活動を進められて、自らがリーダーとして活動しながら新しいリーダーの養成にも配慮されている。

『お母さん勉強室』の終了生が自主学級を作って自らの研鑽を積んでいくのも重要であるが、学習したことを地域の中で生かしていくのはさらに大切なことだといえる。

青峰校区公民館としては、久公連実施事業である『お母さん勉強室』をリーダー養成の場として捉え、若い人達の参加を積極的に促しながら、学習の地域還元が出来る場を設定し、グループ・サークルの育成と新しいリーダーの養成をしていく考えである。

### 3. 『公民館合同芸能祭』について

久公連実施事業の『公民館合同芸能祭』は、今年度で13年目を迎え11月27日に実施する予定である。

出演種目は、日本舞踊、民踊、洋舞、歌謡、民謡、合唱、器楽、詩吟、詩舞などで謡曲、浪曲、長唄は出演できない。演技時間は4分以内である。

出演資格は

- ・校区公民館、中央公民館で活動している素人芸能グループ（サークル）であること。
- ・出演は1人1種目とする。
- ・出演するグループ・サークルは、1グループ3人以上であること。
- ・出演する費用（衣装、道具、旅費、弁当など）は出演者の負担となる。
- ・出演数は、1校区公民館から2グループ（サークル）中央公民館から9グループ（サークル）とする。

以上の実施要領で開催されている。

それぞれの校区公民館でも、「文化祭」を実施して公民館を学習活動の場として学習している人達（グループ・サークル）に発表の場を提供している。

しかし、久公連実施事業の『公民館合同芸能祭』は、久留米市民会館で実施するので会場の大きさ、

出演者数、出演種目数の多さなど規模の大きさが違い、出演する人達の表情が本当に生き生きとしており素晴らしいと思う。校区公民館で学習している人達にとって、『公民館合同芸能祭』に出演するという事は大きな目標であり、励みになっている。

青峰校区公民館の場合も同じで、日本舞踊などは『公民館合同芸能祭』の出演を目標に毎週一回サークルができてから12年間のお稽古を続けている。

### 4. まとめと今後の課題

学習集団の育成と公民館について考える時、討議のねらいである学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方が重要になってくる。

#### (1)学習のための情報の提供をする

学習活動の中で住民の要望に応えるためには、豊富な学習情報と学習のコーディネーターとしての役割を必要になってくる。

#### (2)学習の地域還元を呼び掛ける

公民館では人材の活用と同時に人材の育成も考えていかなければならない。

#### (3)リーダーの養成をする

#### (4)学習活動に拡がりを持つ

#### (5)学習したことを発表する場を確保する

#### (6)公民館使用料の免除

など、公民館として考えていかなければならない諸問題を抱えている。これらの問題に取り組みながら、公民館でグループやサークルが生き生きと活動できるように配慮していかなければならないと考えている。

## 第4分科会 学習・交流活動の推進と自治公民館

学習・交流の場としての自治公民館の在り方を考える

討議の柱 ・地域の課題解決のための学習・実践活動の推進について

・地域における交流促進の場としての自治公民館のあり方について

助言者	稲築町教育委員会 社会教育委員	久家貞美
司会者	広川町教育委員会派遣 社会教育主事	江上靖則
記録者	桂川町教育委員会 社会教育係長	伊藤秀一
会場責任者	碓井町教育委員会 社会教育係長	坂本和光

## 人間らしい生活の実現をめざした自治公民館運営のあり方について

小竹町御徳1区公民館 館長 小林文雄

### 1. 小竹町の紹介

小竹町は、県のほぼ中央部に位置し、北は直方市、西は宮田町、南は飯塚市、東は嘉穂郡の穎田町に接しています。

人口約11,000人、東西4.17キロ、南北4.14キロ、総面積14.18平方キロを有し、町の中央部には遠賀川が南北に貫流し、春の菜の花、河川敷牧場、緑のジュータンなど四季とりどりの美しい風景に、国道200号線を通るドライバーもほっとひと息。また、江戸時代の幹線道路のひとつ、長崎街道が役場から小竹上町までの約1キロ、各地の諸大名が参勤交代で江戸に通った面影を、今も残しています。

一方では、明治中期から約百年に及ぶ石炭採掘が行われ、この時代は小竹町が最も繁栄したときでした。しかし、昭和30年代に入り炭鉱の斜陽化が進み、昭和44年には町内のほとんどの炭鉱が閉山し、以後地域から急激に県外へ人が流れ、人口は急激による過疎化現象に陥り、失業者の増加など苦難と激動の時代を生き抜いてきました。そして今もなお、残存する炭鉱鉱害の復旧に追われている現状です。このような時代を背景とした小竹町の公民館活動は、中央公民館を中心にして、18地区の自治公民館が相互の緊密な連携を図りなが

ら、少しずつ地域活性化へ向けて地道な活動をつづけています。

御徳1区公民館は、世帯数207戸、人口579人、組数9組で組織し、区長、公民館長各1名、(兼務)が中心になり、老人会、婦人会、子供会、体育部、消防、会計、監査、神社総代、保健推進委員、民生委員及びその他ボランティア団体相互が連携を図りながら、区(公民館)事業を展開しています。

### 2. 活動内容

御徳1区公民館(自治)事業の視点としては、町行政が政策として仕掛けるイベント等に追従する行政主導の協力型の住民参加から脱却し、地域住民の創造性を重視し、地域性を生かした住民の生涯にわたる学習活動を推進する事業を計画している。

- (1) 豊かな人的及び地域環境づくりのため、剪定ボランティア団体を組織し、隣り近所(地域)の一定条件を満たしたお年寄り宅を訪問し、無償で庭木の剪定作業を行う。
- (2) 「大地に花と緑、心におもいやり」をテーマに掲げて、ボランティアによる環境美化活動(花いっぱい運動)を推進するため、区域内にある中学校の生徒会と、区民(老人会、婦人会、子供会、組長会等)との共同作業により、学校周

辺の通学路に、花木等（桜の木の補修、コスモスの植栽）の植樹及び清掃作業を行い、社会福祉への目を開く運動を展開している。

第33期報 1994年4月

# 庭木の散髪、任せて

小竹町 お年寄り宅対象に奉仕団体



この日はマンパットのち 田島向さん(68)方の庭で、香さん(60)の指導を受け、十人が参加。近頃の無職者 道場士の免許を持つ鶴我(つるが)一から、ツツジやツツ子の刈

## 町内に広げたいと意欲

剪定教室で磨いた技術生かす

体の弱いお年寄りの家で、庭木を無料で剪(せん)定する小竹町御徳一区のボランティア団体「御徳一地区会報」が、今年、二十日に近所のお年寄り宅で初集をした。すっかり見違えられた庭に、お年寄りの大喜びだった。

庭木の手入れをするボランティアの人たち。小竹町御徳の鎌田さん方。

このグループは町中央公民館の剪定教室に通う五十〜七十歳の男性七人、女性六人で構成。マンパットのち林文雄さん(68)が病気で入院していたあるお年寄りから、「庭が荒れていないかと、思つて落着かない」と聞き、体が弱つて庭の手入れができないお年寄りの宅の剪定教室を思いついた。剪定教室の実情、お年寄りとの

り込み、草取りなどをして、五月晴れの下、完成を言い合ひながら作業に汗を流した。プロの仕事とあまり変わらない出来栄を鎌田さんは「久しぶりにさっぱりした気分です。おひがたい」と話した。このグループは町中央公民館の剪定教室に通う五十〜七十歳の男性七人、女性六人で構成。マンパットのち林文雄さん(68)が病気で入院していたあるお年寄りから、「庭が荒れていないかと、思つて落着かない」と聞き、体が弱つて庭の手入れができないお年寄りの宅の剪定教室を思いついた。剪定教室の実情、お年寄りとの

- (3) 昔からの優雅な伝統ある七夕まつり、七夕の製作を通して、地域の子供たちと大人の交流を深めるとともに、年長者の長い人生経験から得たさまざまな生活の知恵を子供たちとの対話の中で語り合う、七夕まつりを実施している。



- (4) 地域住民相互のコンセンサスを得るために、「御徳1区会報」を月刊で編集し、各世帯へ配布している。地域内のさまざまな出来事を報告したり、区民の意見や町の動き等を掲載している。

御徳一区会報 1号

94年4月

御徳一区の平成6年〜7年の2年間皆様のお世話をいたします役員の方を紹介致します。まだ決定していない役員は次の会報にてお知らせ致します。

今年から毎月1日『御徳一区会報』という名前のお知らせを発行致したいと思います。内容は町の事、区の事を中心に区民の方の意見など記載したいと思います。どんな小さい事でも結構ですお聞かせ下さい。

さて、今年はどうな事をするか総長会、老人会、子供会の方々とお話し合いをしまして次のように考えました。

会報第1号では老人保健福祉計画を先取りする形で次のように実施しますことをお知らせし、区民の方の理解と協力をお願い致します。

1. 健康を守って長寿社会を生き抜いてもらうため

毎週火曜日に1食200円で弁当給食をしています現在19名ですが30名までは準備ができますので民生委員の方に連絡して下さい。(食事療法)

家の中だけでは陰気になりがちです。5月14日10時より権現堂南良浦幹線道路に怪が植えられていますがその間にコスモスの種まきをいたします。コスモスをお年寄りの力で綺麗なものにしたいものです。(体を動かす)当日は小竹中学の生徒会も協力をしてコスモスの種をまき、路肩の空き瓶、空き缶、紙くずの収集のボランティア活動を行います。

2. こころおきなく病気の治療をしてもらうため(入院で不在、体が動かせない)

庭木が心配でしょう。でも一区ではせん定ボランティアの方が回られます。お気遣い声をかけて下さい。区長まで。無料です。

3. 一区の伝統の灯りを消さないため七夕祭に参加をしましょう。

七夕の伝統のある飾を子供たちに言葉をしながら教えていく。将来は御徳神社の階段の修繕ができればそれに飾りたい。(電飾)

### 3. 今後の課題

“健やかな誕生から、心豊かな老い”を求めて、区民の生涯学習を推進するため、現在実施している、それぞれの行事を着実に継続させ、区民自らが学ぶ制度を企画し、その学んだものを地域に還元していくシステムを模索している。

# 交流の場としての分館（自治公民館）活動

広川町中央公民館 館長 梅本光男

## 1. 広川町の概要

広川町は、八女郡の北西部に位置し、東西14km、南北5.4km、北は久留米市、南は八女市に接した細長い、通称広川谷と呼ばれる地域である。

気候は温暖で、米麦の外、果樹（ぶどう・梨・柿・桃・みかん）や、ビニール被覆栽培（苺・ぶどう・花卉）及び、茶等の栽培が盛んである。

上広川村・中広川村・下広川村の三村が、昭和30年に合併し広川町が誕生した。合併後、昭和40年頃までは、幾分人口の減少が見られたが、45年以降漸次増加に転じ、現在（平成6年4月1日）世帯数5,390世帯、人口18,904人に及んでいる。

これは、国道3号線の改良とともに、福岡・久留米市の発展の影響を受け、又、広川中核工業団地に於ける、企業立地の進展によって、更に都市化・宅地化が進んでいるためと思われる。

## 2. 広川町公民館の概要

広川町公民館条例、第17条に「公民館事業の円滑なる推進をはかるため、各区に分館長を置く」「分館長は、非常勤とし、委員会が委嘱する」とあるので、各行政区の自治公民館を分館と呼んでいる。

現在、行政区が35あるので、35分館がある。

### (1) 分館活動促進のための助成方策

ア. 分館長会 年13回

イ. 分館長報酬 平等割 176,000円  
世帯割 4,000円×世帯数

ウ. 分館活動助成金 1,500,000円

次の奨励行事を重視して配分している。

- ・区民、団体等を対象とする生涯学習
- ・区民を対象とするスポーツ行事
- ・新生活運動の実施（公民館葬儀等）
- ・広報活動
- ・分館運営委員会の実施
- ・他町村よりの視察
- ・中央公民館（町）の推進行事の協力

エ. 歩こう会（50,000円）

オ. モデル分館の委嘱（年3館）  
1館（50,000円）

カ. 分館長会視察研修費 1人 15,000円

### (2) 分館長の事務処理

ア. 分館年間計画書の提出

努力目標・行事計画・予算・分館運営委員等

イ. 中央公民館（町）行事の推進と連絡調整

ウ. 公民館葬儀届

エ. 分館及び体育施設設備等の補助金の申請

### (3) 分館長会役員及び研究班

ア. 役員 会長1名 副会長2名 理事5名

イ. 研究班の編成

・分館運営研究班 9名

・青少年育成研究班 9名

・新生活と同和研究班 8名

・体育分科研究班 9名

（歩こう会 3名）

## 3. 地域における交流促進の場としての分館活動の実践例

### (1) 藤田分館

ア. 本年度の努力目標

・集会時の時間励行

・青少年の健全育成

・心豊かな人づくり、住みよい区づくりに専念する

「区内の、ほ場整備が進み、田んぼの畦道から、夏のあざみ、秋の彼岸花が見られなくなろうとしています。今のうちに、あざみの根や彼岸花の球根を採集しておきましょう。」（分館だより）

・4月29日 みどりの日に子ども会・少年団・婦人会・老人会・分館運営委員で、新しい畦道に植つける。

イ. その他の活動

・花いっぱい運動

・親子ふれあいポーリング大会

・盆おどり大会

・区民運動会

### (2) 内田分館

ア. 本年度の目標

・ふれあい活動による明るい内田の地域づくり

・環境美化運動

内田分館は、学校からの距離が近く、登下校時の子供同志のふれあいが少ない。ふれあいを深めるために、子ども会を中心にふれあい農場を計画する。

イ. ふれあい農場の実践

- ・ 4月18日 トラクターで耕す。
- ・ 4月25日 とうもろこしの種まき。
- ・ 5月8日 枝豆の種まき。
- ・ 6月12日 小豆の種まき。枝豆・とうもろこしの根元の雑草とり。
- ・ 7月10日 さつまいも苗植え。
- ・ 7月29日 枝豆収穫。全家庭に配る。
- ・ 8月15日 とうもろこしの収穫。盆おどり参加者に配る。
- ・ 11月29日 さつまいも堀り。
- ・ 1月15日 左義長、やきいも会、収穫した小豆で「ゼンザイ」をつくっ食べる。

※ふれあい農場に使用した田んぼは、大阪府在住の方のもので数年休耕して荒れていたもので、環境美化にも役立ち、又収穫物を送り、大変喜ばれた。子供と大人のふれあいもできて大変よかった。

(3) 緑ヶ丘分館

昭和40年10月 久留米市のベッドタウンとして

開発

昭和52年11月 緑ヶ丘区として認可

平成6年1月31日 現在 世帯数 147戸

人口 423人

昭和59年1月15日 緑ヶ丘公民館落成式

(土地代・建築費共各戸負担)

ア. 家庭教育学級

- ・ 子ども会育成会講演会 講師 児童相談員
- ・ 正月用生花教室
- ・ 伝承遊び教室
- ・ 健康教室

新興住宅地であるので、特に区民のふれあい活動を重視して分館活動を行っているが、若い層の公民館行事に対する関心のうすさをどう解決したらよいか大きな問題である。

4. 分館活動の反省と今後の対策

今日強く要請されている生涯学習を推進するためには、住民と最も身近な分館を推進拠点として住民の自主的活動をより活発化し、生涯学習社会実現にむけた具体的施策が必要であると考えます。

従って、青少年の健全育成・各種団体の自主的活動の助長・同和教育・新生活運動・区民の親睦を図る体育行事等、住みよい広川町を作るために、その方途・機構等、今後の施策について、公民館運営審議会に諮問しているところである。

## 第5分科会 同和教育の推進と公民館

同和教育を推進する公民館の在り方を考える

討議の柱 ・同和教育推進のための学習・実践活動について

・同和問題解決のための啓発活動について

助言者 福岡県教育庁指導第二部同和教育課 企画振興班総括 奥田 昭 義

司会者 北九州市八幡西中央公民館 社会教育主事 中島 正 信

記録者 嘉穂町教育委員会 同和教育係長 丸山 クニ子

会場責任者 筑穂町教育委員会 社会教育係長 吉原 文 明

## 同和教育推進のための学習・実践活動について

北九州市両谷公民館 館長 波多野 数 昭

### 1. 両谷公民館所在地の概況

北九州市小倉南区の南端に位置し、国道322号線沿いに、道原、山本、合馬、長行、長尾の5地区約5千戸が在住し、地区内には1中学校、5小学校があり、農業を主とする田園地帯に新興住宅地が混在する地域である。

### 2. 学習

「北九州市同和行政の基本方針」～S.63.4.1に示された、人権の尊重、地域の連帯及び自立・自治の基本理念を踏まえ、「北九州市同和対策新実施計画（平成5年度～平成8年度）」に基づいて学習を推進している。

#### (1) 公民館長及び職員同和問題研修会

- ・小倉南区全公民館職員対象に、市の方針、市民啓発の在り方について学習
- ・全市公民館長及び職員同和問題研修会の実施。

#### (2) 新任公民館長、職員同和問題研修会の実施。

#### (3) 地域公民館等宿泊研修会（毎年）一泊二日。

於 北九州ハイツ（八幡西区）

#### (4) 小倉地区市民館公民館連絡協議会において毎月定期的に研修会を実施している。

- ・市民館～小倉北区3館、南区3館
- ・公民館～小倉北区10館、南区14館

### 3. 実践活動

#### (1) 「徳力市民館地区教育関係者同和教育推進協議会」における実践

- ・本協議会は、昭和55年1月に発足し、本年度14年目を迎える。
- ・目的は、同和問題の完全解決を図るため、本地区における乳幼児及び青少年の同和問題にかかわる認識を正しく育成することにおいている。
- ・構成は、本地区の各教育関係団体の構成員で組織する自主的な会である。
- ・構成団体  
小・中学校PTA、幼稚園、保育園（所）、民生児童委員、徳力市民館及び運営委員会、公民館、青少年育成指導者等で組織されている。
- ・全体研修会「総会」（7月）  
小倉南市民センターにおいて当年の活動方針事業の確認及び講師を招聘して、研修会を実施している。
- ・各地区別研修会（11月）  
徳力地区に所在する5地区公民館において、共通のテーマを設定し、事前研修を経て、地区別に各公民館で同和問題解決を目指して研

修を推進している。

・課題別研修会（2月）

徳力市民館を会場に「差別のない地域づくりを目指して」を課題として、全体会は講話、分散会は7班に分かれて自由討議を行った。

・啓発広報機関誌として「小嵐」を年1回発刊している。

(2) 公民館の実践

・家庭教育学級の取り組み

1 中学、5 小学校のPTAの協力を得て、年間6～7 回行われる家庭教育学級の中に、必ず1 回は、各々同和問題研修をするように位置づけて実践している。場合によっては、複数の学校が合同して研修会を実施することもある。本年度は、6 校が合同して両谷公民館において研修を実施する予定である。

・両谷女性セミナー

「心豊かな女性を目指して」をテーマに、同和問題研修を計画し実践している。

・徳力同推協両谷地区研修会の実践（11月）

◇テーマ

「暮らしの中の差別について考える」

◇全体会

・映画「花咲く日」視聴

◇分散会（5 班編成）

・テーマを中心に、映画「花咲く日」を参考にして自由討議

(3) 徳力市民館・五公民館交流文化祭（3月）

・各公民館で活動しているクラブから、実行委員を選出し、徳力市民館において交流を深める文化祭を開催している。

(4) 公民館報による啓発活動

同和問題研修会の案内、参加の呼びかけ及び研修会終了後の報告、並びに地区内小中学校児童生徒の人権標語を掲載して、地区住民への啓発に心掛けている。

(5) 企業内同和問題研修会

・企業内同和問題研修推進員研修

（従業員規模 100人以上の企業）

・事業所内同和問題研修推進者研修

（従業員規模 50人～99人の事業所）

本研修会は、労基署、職安、市民館、公民館等の協力のもとに、「同和問題解決のために、企業が果たす役割の重要性と企業内での同和

問題研修を進める」ことを目的として、2 日間に渡って行われるものである。

◇内容

・講義

「人権意識を高める企業内研修の進め方」

「公正な採用選考」

「労働基準法上の問題」

「今後の啓発活動の在り方」

・事例発表

「〇〇工業㈱」

・映画視聴

「きずな」

「輝ける日々へ」

・自由討議

6 班に分れて、各事業所の実態の情報交換、事業所の取り組み等について自由討議を行った。

(6) 課題

同和問題研修が根気強く積み重ねられることによって、同和問題解決の成果は上がっているように思われる。

しかし、人の心の中に潜む差別感が完全になくなっていくとは言い難い。

したがって、なお一層、心理的差別解消に向けて、これからの啓発活動が重要である。

※参考資料 1



※参考資料2



※参考資料3



## 公民館活動における「同和」教育の実践と啓発活動

八女市西公民館 主事 近藤 敏 弘

### 1 八女市の概要

八女市は福岡から約50km南に位置し、南北に国道3号線、東西に国道442号線が走り、市西部を南北に九州自動車道が走っています。

産業は、八女茶・電照菊・苺等を中心とする農業と提灯・仏壇・石灯籠・和紙等の伝統的な手工業が中心です。

また、市北部の八女丘陵には筑紫の君磐井の墳墓で知られる「岩戸山古墳」があります。

人口は40,000人弱で、一部の校区を除いて移動が少ない農村型の町です。

### 2 市民意識

市民意識はどちらかというと保守的で、市民の「同和」問題に対する意識もあまり高くありません。

「寝た子を起すな」の考えがかなり強いのが現状です。

私もその中で育ちましたが、小さいころ付近の人から「こわい所がある。」と教えられた経験があります。

### 3 八女市における「同和」教育

八女市の「同和」教育の展開の主なものは、①八女市「同和」教育基本方針、②同和教育課の新設、③市同和教育研究協議会〔市同研（学校教育部会、社会教育部会、就学前部会）〕の活動、④2校区で結成済（当館管内）と3校区で結成準備中（内1校区は当館管内）の人権を守る校区别推進会議、⑤町内懇談会や被差別部落との懇談会、⑥人権セミナーやめ（11単元にわたる人権講座）の開設ならびに公民館における学習活動（学級・講座）などがあります。

### 4 公民館における「同和」教育の実践

当市には中央・東・西公民館の公立公民館3館があり、各館とも主催事業として婦人学級、家庭教育

学級、高齢者教室ならびに各種の短期教養講座を実施しています。

婦人学級、家庭教育学級、高齢者教室では、人権問題（主として「同和」問題）を入れて学習しています。

これらの学級・講座に関する学習の基本姿勢は、

- ① すべての人は平等で誇りと尊厳を持っている。
- ② 差別に対して怒りを持ち、被差別の立場に立つこと。

推進者としての公民館職員も受講者も共に追求することを目指しています。

## 5 学級・講座での「同和」教育

婦人学級では、多くの映画フォーラムを取り入れています。映画を見て感性をゆさぶり「人権の大切さ」「差別をなくすことの必要性」を痛感できるようにするためです。

映画は、わかりやすく感動を伴うものなので、学ぶ人たち（特に女性）の心に強く訴えることができます。

講話では、映画とつなぎながら、学習する女性の人たちが、女性の地位が低い現実つまり女性差別にきづくように学習を展開しています。

この女性差別の問題から、被差別の側に立って考えることができるようになることをねらっています

そして、この女性差別を部落差別におきかえて考えることをめざしています。

そのための基礎知識として、被差別部落の歴史や部落解放運動、行政施策等を学ぶようにしています。

家庭教育学級・高齢者教室でも、自らが置かれている立場を「どう見つめ」「どう改めていくか」を自分の問題として自覚できるようとらえています。

そして、そのおかれた立場を、被差別の立場（被差別部落、障害者、老人、子ども等）に置きかえて考えているところです。

こうすることによって受講者はうなずき、目はかがやき、隣の人とのささやきにかわるのです。

他に西公民館では、短期講座が5講座とサークル等がありますが、これらには人権学習は実施していませんので、早急に実施ができるようにすべきだと考えています。

## 6 受講生の映画をみでの感想

「コスモスの道しるべ」を見て

○私の場合、現実には直面したことはありませんが、映画を見るかぎり本当に部落差別の悲しみをまざ

まざと知らされました。このような現実がまだ数多く残っているとすれば、人間一人ひとりが自分の問題として取り組み、解決して行くべきだと思います。

○映画をみて、「同和」問題というものが初めてわかりました。本当にかわいそう（原文のまま、部落差別はムゴイという意味にとりたい。）と思いました。現在もあるということを知りました。

○公民館活動については、諸々の問題があるけれども、ことのほか、差別問題、女性問題についてはより以上に究明されていくべきだと思います。

（以下略）

以上のように「同和」問題の受けとめ方がたいへん積極的になったと感じます。

しかし、まだまだ諸々の問題点や解決すべき課題も大きく残されています。

## 7 人権を守る校区别推進会議

当公民館管内に、2つの「人権を守る校区别推進会議」が結成されました。

この会は、地域（小学校区）を単位として「同和」問題やいろいろな人権問題について学習し、地域の課題や生活課題の解決のために、話し合ったり研究及び活動するために「草の根」人権活動組織として、一昨年から結成が始まったものです。

一つの校区では、人口減・過疎化の問題を中心にとらえ、地域の活性化＝まちづくりの方向を調査、学習しています。

まさに、地域の生活課題と直結したユニークな活動となっています。

この会には、公民館職員も事務局員として参加して、深くかかわっています。

今後の発展が楽しみです。

今後、この校区别推進会議は結成準備中を含めて全市へと拡げていく方針です。

## 8 啓発活動

「同和」問題・人権問題の啓発記事を「公民館だより」（月刊）の中に1ページをもうけて掲載しています。

この記事を通して、少しでも市民の意識変革ができたらと願っています。

問題点もあります。

「公民館だより」は10年以上も継続し、読みやすいように工夫していますが、内容が市民の心をとらえているとはいえ、まだまだ不十分で、また特に

250部しか発行されていないことです。

もうひとつは、職員の意識を向上させるため、この「公民館だより」の中に同和問題・人権問題の記事の執筆を、公民館職員の誰でもが書くようにしたらと思います。

書くことは自分をためすいい機会であり、また、「同和」問題の認識がより深まるものになるからです。

しかし、そこまでは至っていません。

## 9 啓発資料の活用

○本市作成の「2020」（マンガによる啓発冊子）「まごころ」（手引き書）「人権作文集1～5」やチラシ等を活用しています。

これらは街頭啓発、家庭配布、学級・講座の教材に利用しています。

また、施設の備えつけ用としています。

○視聴覚教材、特に映画の活用を重要視しています。この映画を講話の前に視聴し、それから講話に入る方法をとっています。

映像はわかりやすく、感動を生み出す力をもっているため、大いに活用しています。

## 10 今後の課題

○市民の人権意識が徐々に高揚している中で、公民館職員として「同和」問題・人権問題について、より良き推進者となるためには、自主的で計画性のある研修が必要である。

○職員一人ひとりの意識を高めるためには、被差別部落の実態に全員が学び、いかに被差別の側に立った見方、考え方ができるかの自己変革を進めなければならない。

○公立公民館では、各種研修会や講演会が中心ですが、これから人権問題にかかわる相談事業も増えてくることが考えられるため、職員の資質の向上を図らなければならない。

○草の根レベルでの啓発をはかるため、町内公民館（自治公民館）との結びつきの強化をはからなければならない。また、隣保館・集会所との関係を深める必要がある。

## 11 おわりに

公民館における「同和」教育の実践、啓発活動の基本は、部落問題を中心にすえながら、すべての差別解消のため、地域の課題・人々の生活課題につないでいくべきであります。

## 参 考 資 料

- 1 「生涯学習のはなし」(その3) 福岡県教育委員会  
(平成6年3月発行) —抜すい—
- 2 福岡県公民館大会年表
- 3 福岡県公民館連合加盟郡公民館連合会一覧
- 4 県内公立公民館一覧

# 生涯学習の 振興のために



## 連携が求められる背景

人々の学習に関する需要は、多岐多様にわたります。また、学習の場も家庭、学校、公民館、図書館、カルチャーセンター、企業など様々です。このような人々の多様な学習需要にこたえることは、教育委員会だけでは限界があります。また、教育委員会以外の行政部局等においても多様な学習機会の提供を行っていたり優れた学習施設を所有しています。

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような生涯学習社会を築いていくためには、このような様々な学習の場や機会を総合的にとらえ、それらの連携を強化していくことが重要であるといわれています。

連携の重要性については、平成2年7月に施行された、いわゆる生涯学習振興法には、次のように規定されています。

### (生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
  - 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
  - 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
  - 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体等その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(市町村の連携協力体制)

第12条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めるものとする。

資料 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年6月29日法律第71号）

また、臨時教育審議会第2次答申（昭和61年4月）、生涯学習審議会答申（平成4年7月）及び福岡県生涯学習懇話会提言（平成4年11月）においても、次のように提起されています。

生涯学習、とりわけ社会教育関係に関しては、関係行政機関が学習活動等のための場の確保や多様な事業の推進、指導者の資質の向上、普及・啓蒙などの各種の施策を行っている状況にある。これらの事業の内容は、類似しているものが多いにもかかわらず、行政目的が異なっているという理由により、関係行政機関がそれぞれ異なった判断や方法により事業を行っている。したがって、利用者である国民の立場に立って、国、都道府県、市町村の各段階に応じて、民間の活力の活用を図りつつ、生涯学習に関する施策が効率的に行われるよう、各種施策について調整・連携を図る。

資料 臨時教育審議会第2次答申抜粋（昭和61年4月23日）

---

生涯学習の振興を図るためには、生涯学習の広がりを一層大きくし、いつでも、どこでも、誰でも学習することができるよう、学習者や学習分野の範囲を広げていくことが重要である。また、広がりを求めるだけでなく、内容についても、より高度で専門的な学習ニーズにこたえ、高さや深さを更に追及していく努力も必要である。

このような観点に立てば、学習機会を提供する側の国、地方公共団体、社会教育施設、スポーツ・文化施設、職業能力開発施設、社会福祉施設等や民間事業者などが、より一層、学校などの教育機関やその他の研修・研究機関等と密接な連携を図っていくことが必要になってくる。

資料 生涯学習審議会答申抜粋（平成4年7月29日）

行政が学習機会を提供するための施策を考え始めたのは、社会の変化に対応するためである。変化は県民生活の全領域で起こっているので、行政自身がこれまでの担当領域別の縦割り方式を修正し、それに対応した諸施策が迅速に実行しうよう各部門の有機的な連携を図ることが必要である。行き過ぎた管理主義を排し、行政システムの弾力化、サービスの効率化、業際的な施策の実行こそが多様化する県民の生活基盤を支援する鍵である。

資料 福岡県生涯学習懇話会提言抜粋（平成4年11月11日）

生涯学習を振興していくためには、学校教育、社会教育及び文化に関する事業の連携だけではなく、例えば、環境問題や社会福祉等に関する事業との連携も必要であると同時に、民間団体とも連携して生涯学習を推進していくことが期待されています。

# 連携の考え方



本県では、生涯学習に資する事業を総合的に推進するために、昭和60年1月に学識経験者、報道関係者、市町村行政担当者、県行政担当者で構成する福岡県生涯学習推進会議を設置し、事業連携の在り方について調査研究を行ってきました。ここでは、この生涯学習推進会議で提起された「事業連携の考え方」について紹介します。

以下は、生涯学習推進会議報告書(7)(平成4年3月)で報告された内容をまとめたものです。

## 連携方法の3つの視点

事業の実施に当たっては、実施時期、場所、方法、内容等を工夫して住民の参加意欲がわくようなプログラムを作成することが重要です。そのためには、生活スタイルや社会環境の変化、地域の特性、現代的課題等を検討して、どのような学習ニーズがあるのか住民意識調査等を実施するなど、住民の学習ニーズを把握すること、また、事業を行う側が個々に事業を実施するのではなく、相互に連携をとりながら、総合的に事業を実施するという生涯学習の観点に立った取組を行うことが必要です。

連携の意義は、異なった事業を組み合わせることによって、学習者に対するサービスの向上、参加者の拡大、学習効果の増大、事業の効率化など、学習者と事業実施者双方に大きな効果があることにあります。

なお、実際に部局間などで事業相互の連携を行うに当たっては、次のような3つの視点(タイプ、条件、方法)が考えられます。

---

## 1 連携のタイプ

異なった事業の連携には、次の3つのタイプが考えられます。

- (1) 事業実施上の諸情報を相互に交換するというタイプ。

事業を企画する際は、講師、会場、テーマ、プログラムの内容等の設定が重要であり、これらの情報を交換するという連携。

- (2) 既存事業を連携させるというタイプ。

事業の目的、対象、会場、期日等の共通性に着目して、これまで個々に行われてきたAとBの事業を何らかの形で組み合わせるという連携。目的、内容、対象者が同じならば、同一期日、同一会場で実施することによって、学習者へのサービス向上、事業実施に当たっての事務の合理化、事業の効果的な運営等の利点が期待でき、学習者と事業提供者の双方に効果を得ることができるというものです。

- (3) 従来ばらばらに行われていた事業の統一又は異なった部局が担当してきた複数の機能を統合して新しい事業を作り出すというタイプ。

事業数は減少しますが、複数の事業の目的を備え、さらに効果的な新しい事業を作り出すという連携。そのため既存事業の統廃合や新規事業のためのプロジェクトチームの結成などが必要となり、このタイプの連携が最も難しいと考えられます。

## 2 連携を可能にする条件

事業の連携を考える場合、一般的には双方の事業が似ている、結びつきやすいということが前提といえますが、連携を可能にする条件としては次のようなことが考えられます。

- (1) 事業の内容や目的が一致あるいは類似していること。

事業の組み合わせ方によっては、経費負担や事業の実施回数、期日等の点で行政効率や学習者に対するサービスを大きく改善されることが期待できる。

- (2) 事業の対象者が同一であるか、あるいは類似していること。

事業の性質は異なっても、対象者が同一であれば、2つのことを総合的に学ぶことができ、学習者にとっても効率がよい。

なお、事業連携を行うことによって、事業本来の目的が薄められたり、事業実施者の主体性が薄れるというようなことがないように留意する必要があります。

---

### 3 連携の方法

事業は、予算、会場、日程、プログラムの内容、講師、資料、広報、募集等の要素から成り立っており、異なった事業間の連携とは、事業を成り立たせている要素間の連携ともいえます。事業連携の方法とは、このうちどの要素をどのように連携させるかということであり、具体的には、予算を出し合って事業を開催すれば「予算」という要素において連携が成立した共催事業ということになり、共同で広報活動や募集を行えば「広報」「募集」という要素において連携が成立するということとなります。

#### 事業連携の効果

事業連携の効果としては、次のようなことが考えられます。

- (1) 個々ばらばらに実施してきた事業を、連携をとることによって、事業の情報交換、資料の共同作成、共同広報、実施日の調整等が可能になり、事業効果を上げることができる。
- (2) 事業及び事業担当者間の連携を密にし、既存事業の見直しを行うことによって活性化を図ることができる。
- (3) 従来と異なった分野からの参加者が期待でき、学習者の拡大につながる。
- (4) 学習者の立場から考えると、同じような事業が別々に実施されるより、同一期日又は同一会場で実施されるほうが参加しやすくなる。

#### 連絡調整組織の設置

異なった部門間の連携を図るためには、実質的に生涯学習関連事業に関わっている部門からの代表者が出席し、同一のテーブルにつくような仕組みが必要です。

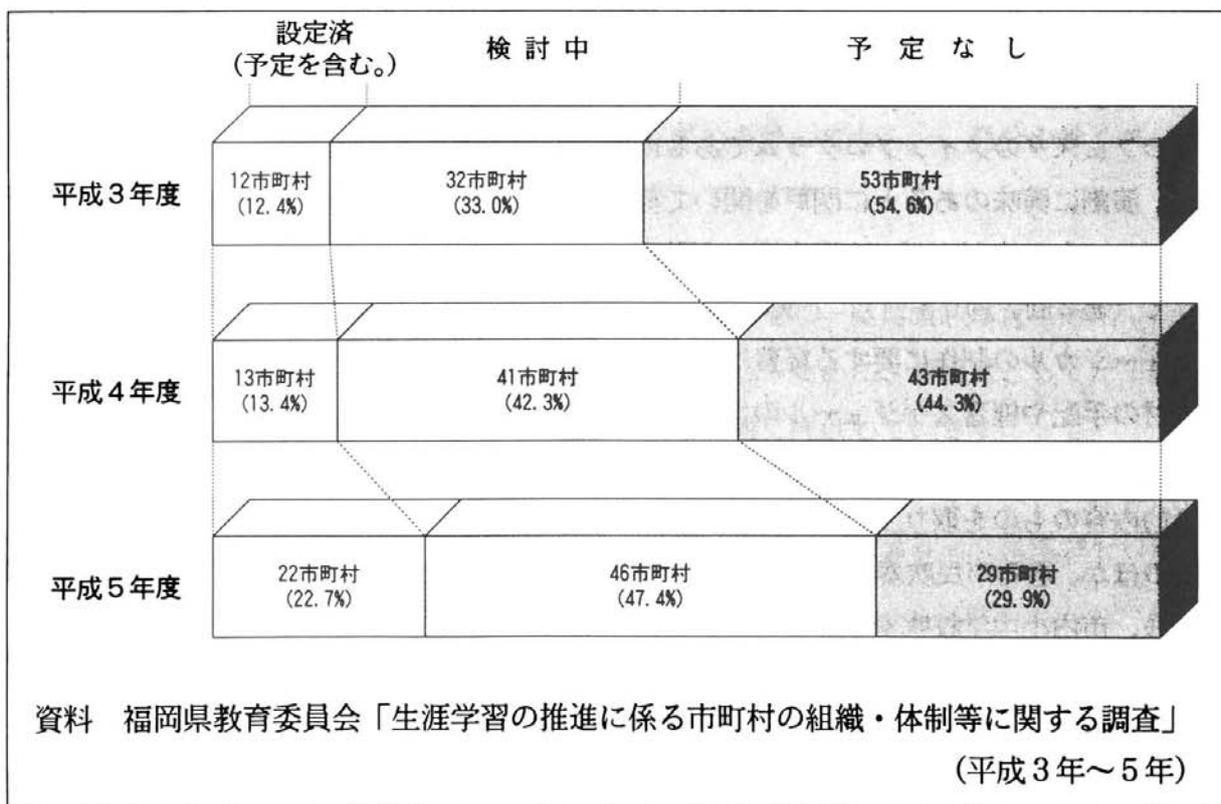
本県では、生涯学習推進本部や生涯学習推進会議がその役割を果たしていますが、県

内の市町村においても、平成5年10月1日現在、22の市町村で生涯学習（まちづくり）推進本部や生涯学習（まちづくり）推進会議等の組織が設置されています。

生涯学習関連事業等の連携を促進するためには、このような組織を十分活用することが大切ですが、その運営に当たっては、次のような点に留意する必要があります。

- (1) 人々の学習ニーズにこたえる事業を提供しなければならないという共通理解を得る。
- (2) 異業種、異部門間の事業の現状について相互に情報を交換し、他の部門で行われている学習提供活動の実態を把握する。
- (3) 異部門間の事業を検討し、事業の効率化と学習者へのサービス向上のための方法を研究する。
- (4) 連携方法の研究を行い、目的や対象を共通とするものを組み合わせて具体的な調整と仲介機能を発揮し、連携モデル事業を試行する。

### 生涯学習を総合的に推進（連絡・調整）する組織・機構について



## 生涯学習関係図書の紹介

市町村における事業を紹介しましたが、このほかにも数多くの特色のある事業が行われています。また、生涯学習関連事業等について書かれた図書も多数出版されていますので、その中からいくつか紹介します。事業を企画する際の参考にしてください。

<p>○活力ある教育行政を求めて 第1分冊、第2分冊            ・文部省 ・平成5年            教育委員会と首長部局の連携や地域住民のニーズの把握など各地の事例を紹介</p>
<p>○学校教育と社会教育の連携事例集            ・国立教育会館社会教育研修所 ・平成4年            事業の「目的・内容面」と「方法・形態・運営面」で特色ある事例を紹介</p>
<p>○教育委員会と知事・市町村長部局、企業との連携事業事例集            ・国立教育会館社会教育研修所 ・平成5年            学級・講座、集会・行事、広報・展示等の社会教育事業で関係機関との連携事例を紹介</p>
<p>○平成2年度福岡県生涯学習研究報告第7集 福岡県の生涯学習            -特集 わがまちのまちづくり-            ・福岡県立社会教育総合センター ・平成3年            県内市町村のまちづくりの取組とユニークな実践事業の紹介</p>
<p>○生涯学習まちづくり            ・岡本包治、池田秀男編 ・第一法規 ・平成元年            生涯学習のまちづくりの意義、現状と課題などを述べ、各地の事例を紹介</p>
<p>○生涯学習のまちづくりノウハウ            ・岡本包治編著 ・ぎょうせい ・平成元年            「まちづくり」の基本的な考え方と事例をあげて実践方法を詳しく解説</p>
<p>○生涯学習とコミュニティ戦略            ・九州地区生涯学習実践研究交流会 ・(財)全日本社会教育連合会 ・平成3年            九州地区生涯学習実践研究交流会において研究発表の中から21事例を紹介</p>
<p>○新・生涯教育図書101選            ・森隆夫編 ・ぎょうせい ・平成4年            生涯教育関係の本が多数発行されている中から101冊を選定し、解説</p>
<p>○現代生涯学習全集8 イベントによる地域活性化            ・岡本包治編著 ・ぎょうせい ・平成4年            全12巻の第8巻で事業の企画、運営、評価等の具体的な方法を提示し、事例集も紹介</p>
<p>○生涯学習の構想と実践            ・国立教育会館社会教育研修所 ・日常出版 ・平成5年            生涯学習宣言市町村の宣言に至った経緯、組織体制、施策、事業等42事例を紹介</p>

## 福岡県公民館大会年表

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町中 央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきかー社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自律運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか。
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか。
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設備基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか。
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営の新しい在り方の研究	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか。
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか。	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか。
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畑区文 化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくらう	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	公民館への期待ーとくに市民性の向上を中心としてー
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果すべき公民館の役割は何か。

大会	日時	開催地	大会主題		全体討議テーマ
第14回	昭和41年5月 24日～25日	田川市体育館	住民の創造的・生活の確立をめざす自主的な 学習活動を育てよう。		住民の創造的・生活の確立 のために (分科会テーマ)
第15回	昭和42年5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活をみつめ、明日の生活を築くた めの公民館の役割とそのための施設設備の 充実と配置のあり方		地方自治と住民の学習 (記念講演)
第16回	昭和43年5月 28日～29日	北九州市八幡市民 会館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求め て		社会生活の都市化と公民 館の課題(記念講演)
第17回	昭和44年5月 31日～6月1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づ くりと新しい地域形成のための住民の教育 機関としての公民館の新しいあり方と役割		これからの新しい公民館 のあり方と役割 (記念講演)
第18回	昭和45年5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方 を考えよう		公民館の理想と現実
第19回	昭和46年5月 25日～26日	飯塚市文化センター	住民の学習にこたえられるための公民館の 施設設備を充実し、職員体制を整備し、市 民社会を育てるための教育をすすめよう		岐路にたつ70年代の選択 (記念講演)
第20回	昭和47年7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制 の確立と今日的役割を考え、また新しい地 域社会(コミュニティ)形成のための公民 館活動のあり方を考える		明日を創る公民館の新路 線(記念講演)
第21回	昭和48年5月 30日	福岡市立少年文化 会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進		生活に根ざす住民の教育 要求にこたえるための公 民館の役割(シンポジウ ム)
第22回	昭和49年6月 6日	(八女市) 市町村会館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対面討議 全体討議	住民にとって公民館とは 何か
第23回	昭和50年6月 1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民 館の役割	シンポジウム 講演	コミュニティの形成と公 民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年6月 3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための公民 館事業のあり方を考えよう	パネル討議 講演	住民の求めに応ずる公民 館事業のあり方 住民の生活を高めるた めの公民館事業
第25回	昭和52年9月 22日	北九州市小倉南市 民センター	住民の学習要求に応えるための 公民館のあり方を考える	分科会(9) 講演	これからの社会教育
第26回	昭和53年7月 5日	太宰府勤労者体育 センター	地域住民の学習要求に応えるた めの具体的な公民館のあり方を 考える	分科会(8) 講演	地域と社会教育

大会	日時	開催地	大会主題		全体討議テーマ
第27回	昭和54年7月 3日	大川市文化センター	多様化する地域住民の学習 要求に応えるための公民館 のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年6月 12日	中間体育文化セン ター	地域住民の実際生活に即し た公民館の在り方について	パネル討議 講 演	地域住民の実際生活に即 した公民館の在り方につ いて
第29回	昭和56年6月 30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的 意義と役割を考える	シンポジウム(3) 講 演	青少年をとりまく諸問題 に対処する社会教育
第30回	昭和57年6月 9日	北九州市小倉市民 会館	住民が主体となる公民館の 在り方を考える	分科会(8) 講 演	住民が主体となる公民館 の在り方を考える
第31回	昭和58年8月 9日	福岡県立福岡勤労 青少年文化センター	「住民の実際生活に即し た公民館の役割と機能を 考える」-今、公民館は 地域住民とともに何をし なければならないか-	分科会(9) 講 演	「現代の青少年問題を考 える」-思いやりのある 社会づくりのために-
第32回	昭和59年6月 22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公 民館経営の在り方を考える	パネル討議(3) 分科会(2) 講 演	ニューメディア時代を考 える
第33回	昭和60年6月 13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点にある 公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	生涯教育の推進と公民館 の役割
第34回	昭和61年5月 30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館 の役割・機能を考える	分科会(7) 講 演	生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月 6日	北九州市立小倉市 民会館	生涯学習を推進する公民館 の役割・機能を考える	分科会(7) 講 演	「豊かな心を育てる地域 社会の役割」
第36回	昭和63年7月 27日	福岡県立福岡勤労 青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざ す公民館のあり方を考える	分科会(7) 講 演	「生涯学習社会における 公民館の役割」
第37回	平成2年11月 21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会をめざす公民 館のあり方を考える	シンポジウム(1) 分科会(4) 講 演	生涯学習社会における公 民館の役割
第38回	平成3年7月 31日	直方市民会館	生涯学習時代に対応する公 民館活動のあり方	講 演 分科会(5)	地域に根ざした公民館活 性化の提言
第39回	平成4年7月 30日	久留米市 石橋文化センター	生涯学習時代に対応する公 民館活動のあり方	講 演 分科会(5)	学校週5日制…公民館は どうする!!
第40回	平成5年9月 17日	大牟田市 大牟田文化会館	生涯学習時代に対応する 公民館活動のあり方	講 演 分科会(5)	ボランティアの心

## 福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧

郡	名 称	事務局所在地及び連絡先	
筑紫郡	那珂川町教育委員会	〒811-12	筑紫郡那珂川町大字後野120 那珂川町中央公民館内 ☎(092)952-2092
粕屋郡	粕屋郡社会教育振興会 (公民館担当者会)	〒811-23	粕屋郡粕屋町大字上大隈54 粕屋郡自治会館内 ☎(092)938-0895
宗像郡	宗像地区社会教育振興協議会 (公民館部会)	〒811-34	宗像市大字東郷1022 宗像自治会館内 ☎(0940)36-2723
糸島郡	糸島地区社会教育振興会 (公民館担当者会)	〒819-11	前原市大字前原77-1 糸島地区自治会館 ☎(092)322-2022
遠賀郡	遠賀郡社会教育振興協議会	〒807-01	遠賀郡芦屋町中ノ浜11-6 芦屋町町民会館内 ☎(093)223-0731
鞍手郡	鞍手郡社会教育振興協議会 (公民館部会)	〒823	鞍手郡宮田町大字宮田29-1 宮田町教育委員会 社会教育課内 ☎(09493)2-1008
朝倉郡	朝倉郡社会教育振興会	〒838	甘木市大字甘木2014-1 県甘木総合庁舎内 児童生徒相談室 ☎(0946)22-6120
浮羽郡	浮羽郡社会教育振興会	〒839-13	浮羽郡吉井町347-1 県浮羽総合庁舎内 児童生徒相談室 ☎(09437)5-3146
三井郡	三井郡社会教育振興会	〒830-12	三井郡大刀洗町大字富多819 大刀洗町教育委員会内 ☎(0942)77-2670
三潁郡	三潁郡社会教育振興会 (公民館連合会)	〒830-01	三潁郡三潁町大字玉満2949-1 三潁町公民館内 ☎(0942)64-3020
八女郡	八女郡社会教育振興会 (公民館部会)	〒834-01	八女郡広川町大字新代1804-1 広川町中央公民館内 ☎(0943)32-1111
山門・三池郡	山門・三池郡社会教育振興会 (公民館長会)	〒835	山門郡瀬高町大字下庄1557-1 山門三池郡町村 会館内 ☎(0944)62-2360
嘉穂郡	嘉穂郡社会教育振興協議会	〒820	飯塚市立岩中方1401-2 県教育庁筑豊教育事所内 ☎(0948)25-2602
田川郡	田川郡社会教育振興協議会 (公民館部会)	〒820	飯塚市立岩中方1401-2 県教育庁筑豊教育事所内 ☎(0948)25-2602
京都郡	京都郡公民館連合会	〒800-03	京都郡苅田町京町2-5 苅田町中央公民館内 ☎(093)436-0061
築上郡	築上郡社会教育振興会 (公民館部会)	〒871	築上郡吉富町大字広津413-1 吉富町公民館内 ☎(0979)22-1944

## 県内公立公民館一覧

北九州市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0887	S56・4・2	2,200㎡	10人
2	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1丁目6-43	571-2712	S54・11・1	1,970	14
3	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5丁目1-5	941-4220	S51・4・29	2,859	11
4	若松中央公民館	〒808 若松区本町3丁目13-1	751-8683	S60・7・1	1,542	10
5	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区平野1丁目1-1	671-6561	H 5・7・30	1,967	12
6	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2,652	11
7	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区中本町7-20	882-4281	S62・2・5	905	14
(※八幡東中央公民館は新築移転のためH5.7.30現在で記入)						
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 " 風師3丁目10-27	331-5735	S60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 " 稲積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 " 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	704	4
5	大里東部公民館	〒800 " 下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	693	3
6	東郷公民館	〒801 " 大字黒川384	341-1126	H 2・1・11	705	4
7	早鞆公民館	〒801 " 新開6-11	331-2025	S63・11・8	715	4
8	松ヶ江公民館	〒 <sup>800</sup> <sub>-01</sub> " 恒見町21-1	481-0290	S41・4・23	719	3
9	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	941-2763	S58・4・22	733	4
10	板櫃公民館	〒803 " 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	770	4
11	霧丘公民館	〒802 " 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
12	小倉東公民館	〒802 " 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	678	4
13	篠崎公民館	〒803 " 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
14	白銀公民館	〒802 " 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
15	富野公民館	〒802 " 上富野5丁目6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
16	日明公民館	〒803 " 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	540	4
17	南小倉公民館	〒803 " 熊谷1丁目26-15	582-7328	S60・11・27	960	2
18	企救公民館	〒802 小倉南区北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	645	4
19	広徳公民館	〒803 " 大字徳力191-9	963-0158	S63・11・18	706	4
20	志徳公民館	〒803 " 徳力4丁目17-5	963-3101	S53・12・2	709	4
21	城野公民館	〒802 " 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1,327	4
22	曾根公民館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> " 下曾根4丁目23-38	471-7710	S48・8・21	731	4
23	沼公民館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> " 沼緑町1丁目11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
24	東谷公民館	〒 <sup>803</sup> <sub>-01</sub> " 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	724	4

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	南曾根公民館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> 小倉南区朽網3丁目6-39	471-8566	S56・9・30	710㎡	4人
26	守 恒 公 民 館	〒803 小倉南区守恒2丁目8-36	936-1446	H 6・10・21	709	4
27	湯 川 公 民 館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> " 湯川1丁目8-33	941-1751	S55・10・16	710	4
28	横 代 公 民 館	〒802 " 横代東町4丁目13-1	962-1731	S52・9・2	785	4
29	吉 田 公 民 館	〒 <sup>800</sup> <sub>-02</sub> " 中吉田6丁目27-5	471-4603	S61・10・3	711	4
30	両 谷 公 民 館	〒 <sup>803</sup> <sub>-02</sub> " 徳吉南1丁目6-10	451-1138	S50・5・10	706	4
31	島 郷 公 民 館	〒 <sup>808</sup> <sub>-01</sub> 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S45・4・20	657	4
32	高 須 公 民 館	〒 <sup>808</sup> <sub>-01</sub> " 高須北1丁目1-2	741-5707	H 3・4・25	720	4
33	枝 光 公 民 館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S51・12・1	715	4
34	枝光北公民館	〒805 " 大字枝光1763番地の10	661-2437	H 6・4・22	709	4
35	大 蔵 公 民 館	〒805 " 大蔵2丁目4-13	652-3817	S48・2・11	677	4
36	尾 倉 公 民 館	〒805 " 尾倉1丁目15-2	661-0516	S52・12・3	706	4
37	高 見 公 民 館	〒805 " 荒生田2丁目3-10	651-2101	S49・11・1	733	4
38	槻 田 公 民 館	〒805 " 宮の町2丁目2-10	651-3816	S49・11・1	648	4
39	前 田 公 民 館	〒805 " 桃園4丁目1-1	661-1584	S51・9・3	704	4
40	八幡大谷公民館	〒805 " 中央2丁目1-1	661-1092	S48・10・1	625	4
41	浅 川 公 民 館	〒807 八幡西区浅川学園台2丁目23-102	692-9469	H 4・7・10	700	4
42	穴 生 公 民 館	〒806 " 鷹の巣3丁目3-1	641-6026	H 6・9・11	719	4
43	永 犬 丸 公 民 館	〒807 " 大字永犬丸1932-1	603-1055	S53・10・1	725	4
44	沖 田 公 民 館	〒807 " 三ヶ森4丁目6-1	612-3881	S46・4・5	670	4
45	折 尾 公 民 館	〒807 " 光明2丁目2-50	601-8991	S57・4・16	707	4
46	香 月 公 民 館	〒 <sup>807</sup> <sub>-11</sub> " 香月中央1丁目7-1	617-0203	H 2・6・25	976	4
47	熊 西 公 民 館	〒806 " 山寺町6-30	641-3407	S48・4・5	619	4
48	黒 崎 公 民 館	〒806 " 藤田4丁目1-1	641-4106	S50・9・1	1,132	4
49	上 津 役 公 民 館	〒806 " 上の原2丁目2-16	612-3568	S59・6・28	717	4
50	木 屋 瀬 公 民 館	〒 <sup>807</sup> <sub>-12</sub> " 大字野面770	617-1127	S57・11・26	704	4
51	陣 山 公 民 館	〒805 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S61・4・12	710	4
52	千 代 公 民 館	〒807 八幡西区千代2丁目27-1	611-6405	H 6・4・20	710	4
53	則 松 公 民 館	〒807 " 則松2丁目9-1	602-2010	S55・4・1	705	4
54	引 野 公 民 館	〒806 " 別所町9-1	641-2906	S42・7・28	569	4
55	本 城 公 民 館	〒807 " 本城1丁目15-1	601-8990	S38・6・8	601	4
56	八 児 公 民 館	〒806 " 町上津役東1丁目17-1	613-2555	S55・4・24	710	4
57	浅 生 公 民 館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S49・11・11	844	3
58	一 枝 公 民 館	〒804 " 一枝1丁目8-1	881-1029	S56・4・10	505	3

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
59	鞘ヶ谷公民館	〒804 戸畑区西鞘ヶ谷3-17	881-1039	S55・10・24	520m <sup>2</sup>	3人
60	沢見公民館	〒804 " 小芝2丁目1-4	881-5689	S35・5・13	476	3
61	三六公民館	〒804 " 小芝3丁目12-2	881-0958	S47・12・6	519	3
62	天籟寺公民館	〒804 " 夜宮2丁目4-15	881-1028	H 3・4・18	520	3
63	戸畑大谷公民館	〒804 " 東大谷2丁目12-33	881-0067	S31・6・6	334	3
64	戸畑大谷西公民館	〒804 " 菅原2丁目12-12	881-3148	S40・4・5	294	3
65	中原公民館	〒804 " 中原東2丁目2-35	881-1038	S56・4・16	519	3
66	西戸畑公民館	〒804 " 南鳥旗町3-17	881-2330	S50・8・1	502	3
67	東戸畑公民館	〒804 " 千防3丁目1-12	881-1019	S52・4・21	514	3
68	牧山公民館	〒804 " 牧山4丁目1-22	881-1041	S58・4・20	410	3
69	牧山東公民館	〒804 " 新川町3-25	881-3177	H 4・8・5	524	3

福岡市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S52・7・16	3,036㎡	13人
2	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S58・8・26	4,725	15
3	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S55・3・23	3,854	11
4	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S53・7・22	5,193	12
5	城南市民センター	〒 <sup>814</sup> <sub>-10</sub> 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S59・8・1	4,043	11
6	早良市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S57・2・14	4,034	15
7	西市民センター	〒814 西区姪浜町957-1	891-7021	S63・3・1	5,208	13
1	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S29・4・1	519	2
2	当仁公民館	〒810 " 唐人町3丁目1-11	751-6824	S28・4・1	280	2
3	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S29・4・1	288	2
4	奈良屋根公民館	〒812 " 奈良屋町1-6	271-4461	S29・4・1	288	2
5	御供所公民館	〒812 " 御供所町6-6	281-5512	S29・4・1	261	2
6	大浜公民館	〒812 " 大博町7-16	281-0343	S28・4・1	307	2
7	養子公民館	〒810 中央区大手門3丁目10-7	711-2268	S29・4・1	282	2
8	警固公民館	〒810 " 警固1丁目11-2	731-4655	S29・4・1	281	2
9	西新公民館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S28・4・1	375	2
10	春吉公民館	〒810 中央区春吉1丁目17-13	761-2528	S29・4・1	288	2
11	住吉公民館	〒812 博多区住吉5丁目6-1	441-6955	S29・4・1	262	2
12	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S28・4・1	442	2
13	堅粕東光公民館	〒812 博多区東光2丁目15-2	411-7792	S28・1・1	521	3
14	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S28・4・1	280	2
15	千代公民館	〒812 博多区千代1丁目20-11	651-0066	S28・4・1	281	2
16	原公民館	〒814 早良区原2丁目5-2	821-6414	S27・1・1	282	2
17	長尾公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区長尾1丁目3-14	871-5619	S27・1・1	281	2
18	吉塚公民館	〒812 博多区吉塚2丁目21-15	611-6320	S28・4・1	279	2
19	東住吉公民館	〒812 " 博多駅前4丁目11-12	431-1271	S27・1・1	281	2
20	宮松公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-2608	S28・1・1	525	3
21	平尾公民館	〒810 中央区平尾3丁目29-23	531-6885	S29・4・1	281	2
22	高宮公民館	〒810 " 大宮2丁目2-11	531-0029	S29・4・1	332	2
23	姪浜公民館	〒819 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S28・1・1	282	2
24	席田公民館	〒812 博多区空港前3丁目19-32	611-0315	S27・1・1	460	2
25	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目25-42	541-1088	S27・1・1	293	2
26	花畑公民館	〒815 " 花畑3丁目35-6	566-9061	S27・1・1	332	2

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
27	月 隈 公 民 館	〒816 博多区大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	458㎡	2人
28	箱 崎 公 民 館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-7708	S27・1・1	筥松共用	2
29	老 岐 公 民 館	〒819 西区拾六町3丁目21-2	881-1093	S27・1・1	332	2
30	能 古 公 民 館	〒819 " 能古657-9	881-0873	S28・4・1	282	2
31	玄 洋 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> " 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	332	2
32	今 津 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> " 今津734-1	806-2021	S27・1・1	333	2
33	玉 川 公 民 館	〒815 南区向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	325	2
34	高 取 公 民 館	〒814 早良区高取1丁目10-1	851-9705	S28・4・1	331	2
35	鳥 飼 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	417	2
36	西 高 宮 公 民 館	〒815 南区高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	281	2
37	赤 坂 公 民 館	〒810 中央区赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	331	2
38	日 佐 公 民 館	〒816 南区横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	282	2
39	田 隈 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 早良区野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	287	2
40	香 椎 公 民 館	〒813 東区香椎駅前2丁目13-4	661-3258	S30・2・1	332	2
41	多々良公民館	〒813 東区多々良1丁目56-2	691-3767	S30・2・1	332	2
42	名 島 公 民 館	〒813 " 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	2
43	那 珂 公 民 館	〒816 博多区那珂3丁目8-9	471-9329	S35・4・1	293	2
44	板 付 公 民 館	〒816 " 麦野1丁目29-12	581-1117	S30・4・5	330	2
45	那 珂 南 公 民 館	〒816 " 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	332	2
46	大 楠 公 民 館	〒815 南区大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	276	2
47	金 武 公 民 館	〒819 西区大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	241	2
48	和 白 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-02</sub> 東区和白3丁目28-31	606-3001	S35・8・27	480	2
49	周 船 寺 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-03</sub> 西区周船寺3丁目3-1	806-1371	S36・4・1	292	2
50	元 岡 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-03</sub> " 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	331	2
51	北 崎 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-02</sub> " 大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	306	2
52	春 住 公 民 館	〒812 博多区博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	2
53	香 住 丘 公 民 館	〒813 東区香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704	S37・4・1	331	2
54	若 久 公 民 館	〒815 南区若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	278	2
55	笹 丘 公 民 館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	281	2
56	室 見 公 民 館	〒814 早良区室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	607	2
57	舞 鶴 公 民 館	〒810 中央区舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	332	2
58	宮 竹 公 民 館	〒816 南区五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	265	2
59	別 府 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	271	2
60	南 当 仁 公 民 館	〒810 中央区今川2丁目11-15	741-9053	S40・4・12	332	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
61	千 早 公 民 館	〒813 東区千早3丁目3-6	661-3240	S40・7・12	249㎡	2人
62	百 道 公 民 館	〒814 早良区百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	332	3
63	小 笹 公 民 館	〒810 中央区平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	496	2
64	七 隈 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	331	2
65	長 住 公 民 館	〒815 南区西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	491	2
66	老 司 公 民 館	〒815 “ 老司3丁目1-8	565-1700	S45・4・1	332	2
67	志 賀 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-03</sub> 東区大字志賀島736-60	603-6706	S46・4・5	343	2
68	西 戸 崎 公 民 館	〒 <sup>801</sup> <sub>-03</sub> “ 西戸崎5丁目1-1	603-0201	S46・4・5	486	2
69	西 花 畑 公 民 館	〒815 南区皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	268	2
70	原 西 公 民 館	〒814 早良区原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	276	2
71	東 吉 塚 公 民 館	〒812 博多区吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	2
72	玄 界 公 民 館	〒 <sup>819</sup> <sub>-02</sub> 西区大字玄界島21-3	809-1243	S49・4・1	195	2
73	筑 紫 丘 公 民 館	〒815 南区筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	288	2
74	早 良 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> 早良区大字東入部579	804-2420	S50・3・1	1,064	3
75	長 丘 公 民 館	〒815 南区長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	294	2
76	堤 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	276	2
77	下 山 門 公 民 館	〒819 西区下山門4丁目14-38	881-8383	S50・4・1	281	2
78	若 宮 公 民 館	〒813 東区若宮3丁目27-1	662-5454	S51・4・1	277	2
79	弥 永 公 民 館	〒816 南区弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	2
80	美 和 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-02</sub> 東区美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	277	2
81	城 浜 公 民 館	〒813 東区城浜団地32-2	671-6181	S52・4・1	270	2
82	東 花 畑 公 民 館	〒815 南区屋形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	278	2
83	和 白 東 公 民 館	〒 <sup>811</sup> <sub>-02</sub> 東区高美台2丁目3-10	607-2442	S53・4・1	276	2
84	原 北 公 民 館	〒814 早良区南庄4丁目4-11	831-7556	S53・4・1	272	2
85	八 田 公 民 館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	280	2
86	飯 倉 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 早良区飯倉7丁目29-27	846-0818	S54・1・4	280	2
87	板 付 北 公 民 館	〒816 博多区板付2丁目2-20	574-0651	S54・2・1	281	2
88	東 月 隈 公 民 館	〒816 “ 東月隈1丁目23-11	504-1360	S54・4・1	289	2
89	美 野 島 公 民 館	〒816 “ 美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283	2
90	城 南 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区茶山6丁目21-5	843-9418	S54・9・1	290	2
91	内 浜 公 民 館	〒819 西区小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	278	2
92	賀 茂 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 早良区賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	2
93	有 田 公 民 館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> “ 次郎丸2丁目21-31	861-7679	S55・4・1	280	2
94	老 岐 南 公 民 館	〒819 西区野方2丁目6-1	812-0686	S55・4・1	281	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
95	片江公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	2
96	金山公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> " 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	281	2
97	舞松原公民館	〒813 東区水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	2
98	福浜公民館	〒810 中央区福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	285	2
99	南片江公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281	2
100	野芥公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 早良区野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	281	2
101	西陵公民館	〒819 西区上山門3丁目5-1	891-6342	S56・5・11	281	2
102	香椎東公民館	〒813 東区香椎台1丁目3-7	672-7098	S57・4・1	282	2
103	弥永西公民館	〒816 南区弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	282	2
104	東若久公民館	〒815 " 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	324	2
105	大原公民館	〒814 早良区原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	282	2
106	四箇田公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> " 大字四箇520-5	811-2180	S57・4・1	282	2
107	壱岐東公民館	〒819 西区橋本1丁目14-2	811-2185	S57・4・1	281	2
108	石丸公民館	〒819 " 石丸2丁目37-1	881-4983	S57・9・1	281	2
109	鶴田公民館	〒815 南区鶴田3丁目7-2	566-2593	S58・4・1	292	2
110	田島公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区田島3丁目7-29	822-0307	S58・4・1	287	2
111	福重公民館	〒819 西区福重4丁目24-33	882-1839	S58・4・1	288	2
112	愛宕公民館	〒819 " 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	280	2
113	三筑公民館	〒816 博多区三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	339	2
114	飯原公民館	〒814 早良区原7丁目3-21	864-4545	S59・4・1	290	2
115	奈多公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-02</sub> 東区雁の巣1丁目6-8	607-4697	S60・4・1	282	2
116	青葉公民館	〒813 東区青葉3丁目10-8	691-9799	S60・4・1	282	2
117	野多目公民館	〒815 南区野多目2丁目18-31	565-4223	S60・4・1	282	2
118	堤丘公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区堤1丁目26-18	861-4821	S61・4・1	282	2
119	城原公民館	〒819 西区上山門1丁目27-2	891-7966	S61・4・1	283	2
120	高木公民館	〒816 南区高木3丁目11-7	585-1332	S61・12・1	293	2
121	有住公民館	〒814 早良区有田7丁目22-1	822-0352	S61・12・1	295	2
122	香椎浜公民館	〒813 東区香椎浜2丁目4-31	682-1697	S62・4・1	332	1
123	大池公民館	〒815 南区寺塚2丁目9-11	511-4231	S63・4・1	333	2
124	香椎下原公民館	〒813 東区下原1丁目4-2	682-6334	H元・4・1	331	2
125	弥生公民館	〒816 博多区那珂4丁目9-2	451-4534	H元・4・1	386	2
126	塩原公民館	〒815 南区塩原1丁目27-2	541-0547	H 2・4・1	332	2
127	田村公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 早良区大字田835-7	862-7349	H 2・9・1	332	2
128	東箱崎公民館	〒812 東区箱崎7丁目16-23	632-4127	H 3・4・1	393	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
129	千早西公民館	〒813 東区香椎浜1丁目4-2	683-3933	H 4・4・1	303㎡	3人
130	柏原公民館	〒815 南区柏原5丁目20-10	565-8978	H 4・4・1	331	2
131	内野公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> 早良区内野8丁目1-5	806-8512	H 4・4・1	331	2
132	今宿公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> 西区今宿青木138-1	806-0242	H 4・4・1	332	2
133	飯倉中央公民館	〒814 早良区飯倉2丁目21-1	851-3565	H 4・9・1	331	2
134	小田部公民館	〒814 " 小田部6丁目6-10	851-8846	H 5・4・1	332	2
135	西長住公民館	〒815 南区西長住2丁目29-15	551-3515	H 5・9・1	331	2
136	入部公民館	〒811 早良区大字東入部字飛松329-18	803-1247	H 5・9・1	331	2

## 大 牟 田 市

名称の( )は分館

職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大牟田中央公民館	〒836 原山町13-3	(0944) 53-1502	H 4・4・1	1,619㎡	5人
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S45・4・1	495	2
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S55・6・1	962	2
3	吉野地区公民館	〒837 大字白銀781-3	58-3479	S63・7・1	1,020	2
4	三池地区公民館	〒837 大字三池629-2	53-8343	H 4・10・1	1,389	2
5	手鎌地区公民館	〒836 大字手鎌1300-42	56-6008	H 5・12・1	1,443	2

## 久 留 米 市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S34・10・13	2,659	9
--	-----------	-----------------	-------------------	-----------	-------	---

## 直 方 市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(09492) 5-2241	S54・4・27	2,196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481-3	8-0143	S29・12・28	305	(3)

## 飯 塚 市

	飯塚市中央公民館	〒820 西町2-58	(0948) 22-3274	S42・3・15	3,019	3
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	23-3396	S45・4・1	703	3
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	22-2196	S46・3・31	880	3
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	22-1189	S47・3・30	833	3
4	菰田公民館	〒820 菰田177	23-6819	S48・3・31	805	3
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-46	23-6028	S49・3・31	836	3
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S51・3・1	803	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S49・9・1	1,470	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S57・8・31	935	3

## 田 川 市

	田川市中央公民館	〒825 大字伊田2550-1	(0947) 44-5110	S60・8・30	2,281	6(1)
1	(田川市 中央公民館分館)	〒826 千代町6-3	44-2000	S38・11・3	1,068	(6)

## 柳 川 市

	柳川市中央公民館	〒832 大字本町87-1	(09447) 3-8111			(2)
1	柳河公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	H 4・	621	3
2	城内公民館	〒832 大字本町53-1	3-9556	H元・	131	3
3	矢留公民館	〒832 大字矢留本町150番地	3-8398	H 5・	672	3
4	東宮永公民館	〒832 大字下宮永町132-1	3-6791	S57・	1,058	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	両開公民館	〒832 大字有明町1270-5	3-6792	S42・3・	612	3
6	昭代公民館	〒 <sup>830</sup> <sub>-03</sub> 大字久々原126	3-6790	S55・	753	3
7	蒲池公民館	〒832 上字矢加部251-3	3-6791	S60・	765	3

### 山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田443-1	(09485) 52-1222	S46・3・31	1,314	(3)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	52-0104	S47・3・31	541	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1515	52-1377	S61・9・	115	2
3	大橋公民館	〒821 大字上山田443-1	52-0224	S46・3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田376	52-1369	S50・3・31	630	2

### 甘 木 市

1	上秋月公民館	〒838 大字上秋月1732-1	(0946) 25-0457	S50・11・	595	3
2	秋月公民館	〒838 大字下秋月670	25-0458	S31・7・	909	3
3	安川公民館	〒838 大字下淵737	22-2017	S38・3・	669	3
4	甘木公民館	〒838 大字甘木770-3	22-2117	S29・7・	1,096	3
5	馬田公民館	〒838 大字馬田1286	22-2140	S60・4・	660	3
6	立石公民館	〒838 大字頓田299-1	22-2101	S34・5・	359	3
7	福田公民館	〒838 大字小隈219-1	22-2158	S62・4・	540	3
8	蜷城公民館	〒838 大字林田242	22-3004	S58・4・	401	3
9	金川公民館	〒838 大字屋永3266	22-2242	S35・5・	346	3
10	三奈木公民館	〒838 大字三奈木4260	22-3114	S53・10・	588	3
11	高木公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-14</sub> 大字黒川3968-2	29-0750	S53・3・	176	3

### 八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町586	(0943) 22-5332	S43・3・31	1,025	5
1	八女市東公民館	〒834 大字山内389-5	23-5276	S56・3・31	738	3
2	八女市西公民館	〒834 大字新庄385-1	24-5272	S54・3・31	731	3

### 筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井906-3	(09425) 3-2516	S37・3・31	841	4
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-----	---

### 大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見221-11	(0944) 88-0015	S49・2・15	1,319	(4)
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-------	-----

### 行 橋 市

	行橋中央公民館	〒824 大橋1丁目9-26	(09302) 2-3911	H元・11・31	1,699	5
--	---------	----------------	-------------------	----------	-------	---

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	行橋公民館	〒824 大橋1丁目9-26	2-2296	H元・11・31	36㎡	2人
2	仲津公民館	〒824 大字道場寺1517-1	2-1001	H 3・2・15	655	2
3	椿市公民館	〒824 大字長尾494-1	2-1061	S52・3・31	349	2
4	延永公民館	〒824 大字上津熊76-1	4-7401	S55・3・31	577	2
5	稗田公民館	〒824 大字前田352-1	2-1759	S59・3・31	540	2
6	今元公民館	〒824 大字今井2092-1	4-3039	S60・3・31	558	2
7	泉公民館	〒824 大字西泉4-2-1	2-5022	S60・3・31	566	2
8	今川公民館	〒824 大字寺畔41-2	5-1070	S63・3・31	573	2
9	蓑島公民館	〒824 大字蓑島129-1	2-5010	S63・3・31	370	2
10	行橋北公民館	〒824 大字行事3-17-50	3-5010	H元・3・31	576	2
11	行橋南公民館	〒824 南大橋2丁目3-27	3-6700	H 2・3・31	597	2

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 大字八屋1860	(0979) 82-2402	S51・10・10	603	3
1	角田公民館	〒828 大字松江368-1	82-2701	S36・11・16	362	2
2	山田公民館	〒828 大字四郎丸243	82-2666	S49・3・30	353	2
3	八屋公民館	〒828 大字八屋1381-4	82-2775	S52・6・1	421	2
4	宇島公民館	〒828 大字赤熊484-1	82-3196	S53・3・7	418	2
5	三毛門公民館	〒828 大字三毛門914-4	82-2671	S37・11・15	459	2
6	黒土公民館	〒828 大字久路土1179-1	82-2670	S35・9・26	507	2
7	千束公民館	〒828 大字千束167	82-2250	S57・3・25	480	2
8	横武公民館	〒828 大字薬師寺61-1	82-2669	S47・11・30	185	1
9	合河公民館	〒828 大字下河内960-1	88-2001	S34・4・10	456	2
10	岩屋公民館	〒 <sup>828</sup> <sub>-01</sub> 大字岩屋143	88-2002	S55・2・29	247	2
11	大村公民館	〒828 大字大村1534-4	82-7753	S63・4・1	146	2

中 間 市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	(093) 246-2321	S53・3・31	1,981	10
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-------	----

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S47・3・31	1,768	11
1	二日市地区公民館	〒818 大字二日市753-1	923-1111	S29・3・31	320	2
2	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	922-2551	S33・3・31	218	(1)
3	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫634-1	926-2913	S54・3・31	387	(1)
4	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S37・10・6	215	(1)

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	926-2809	S45・3・31	545㎡	2(1)

春日市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	(092) 501-5005	S42・3・29	781	5(5)
--	----------	--------------	-------------------	----------	-----	------

小郡市

	小郡市中央公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-01</sub> 小郡255-1	(0942) 72-2111	S45・3・31	659	1(8)
--	----------	---	-------------------	----------	-----	------

1	味坂校区公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-01</sub> 下西津坂253-1	(0942) 73-3858	H 3・3・31	538	2
2	御原校区公民館	〒 <sup>838</sup> <sub>-01</sub> 稲吉437-11	(0942) 72-9038	H 4・11・27	569	2

大野城市

	大野城市中央公民館	〒816 曙町2丁目2-1	(092) 501-2211	S53・12・1	市役所に設置 570	12
--	-----------	---------------	-------------------	----------	---------------	----

宗像市

	宗像市中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-34</sub> 大字須恵348-2	(0940) 33-2548	S49・6・25	1,896	4
--	----------	---	-------------------	----------	-------	---

1	日の里地区公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-34</sub> 日の里1丁目16-1	37-1587	S54・3・1	1,049	3
2	(自由ヶ丘分館)	〒 <sup>811</sup> <sub>-41</sub> 大字自由ヶ丘3-12-11	32-5594	S47・12・1	529	3

太宰府市

	太宰府市中央公民館	〒 <sup>818</sup> <sub>-01</sub> 観音寺1丁目3番1号	921-2101	S61・11・3	3,825	7
--	-----------	--	----------	----------	-------	---

前原市

1	波多江公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-11</sub> 大字池田577-1	(092) 322-1614	S58・4・1	730	3
2	前原中央公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-11</sub> 大字前原1303-1	(092) 322-2481	H 6・4・1	1,908	3
3	前原南公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-11</sub> 大字篠原675-1	324-1763	S60・3・31	751	3
4	加布里公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-11</sub> 大字神在1112	322-3026	S42・4・1	195	3
5	長糸公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-11</sub> 大字川付876-4	323-2032	S29・4・1	485	3
6	雷山公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-11</sub> 大字蔵持838-6	323-0078	H 5・4・1	646	3
7	怡土公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-15</sub> 大字井原916	322-7815	S61・4・10	751	3

(筑紫郡)

那珂川町

	那珂川町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-12</sub> 大字後野120	(092) 952-2092	S50・3・30	1,530	4
--	-----------	---	-------------------	----------	-------	---

1	南畑地区公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-12</sub> 埋金853-11	952-3687	H 5・2・28	420	(2)
2	北地区公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-12</sub> 片縄5丁目86	952-8852	S58・2・28	400	2(1)

(粕屋郡)

宇美町

	宇美町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-21</sub> 大字宇美4702-4	(092) 933-2607	S54・2・28	1,453	2(4)
--	----------	--	-------------------	----------	-------	------

篠 栗 町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	篠栗町中央公民館	〒811 -24 大字尾仲47-1	(092) 948-2222	H 5・3・31	4,915㎡	(9)人

志 免 町

	志免町中央公民館	〒811 -22 志免980	(092) 935-7100	S54・3・24	3,570	2(9)
--	----------	-------------------	-------------------	----------	-------	------

須 恵 町

	須恵町公民館	〒811 -21 大字上須恵1180-1	(092) 932-1151			3
	川子地区公民館	〒811 -21 大字上須恵1290-34	932-4786	S58・2・20	400	(2)

新 宮 町

	新宮町中央公民館	〒811 -01 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S49・3・25	1,776	6(8)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	-------	------

久 山 町

	久山町公民館	〒811 -25 大字久原3632	(092) 976-1111	S45・10・	2,299	(3)
--	--------	----------------------	-------------------	---------	-------	-----

粕 屋 町

	粕屋町中央公民館	〒811 -23 大字仲原127	(092) 938-1410	S49・3・30	2,273	(6)
--	----------	---------------------	-------------------	----------	-------	-----

古 賀 町

	古賀町中央公民館	〒811 -31 中央2丁目13-1	(092) 944-1931	S60・9・30	3,282	4
1	筵内地区館	〒811 -31 大字筵内883-1	943-4948	S42・2・7	528	(1)

(宗 像 郡)

福 間 町

	福間町公民館	〒811 -32 福間町大字手光2222	(0940) 43-2100	S63・7・20	4,356	4
--	--------	-------------------------	-------------------	----------	-------	---

津 屋 崎 町

	津屋崎町中央公民館	〒811 -33 大字津屋崎690-10	(0940) 52-1305	S47・	827	1(1)
1	勝浦公民館	〒811 -33 大字勝浦2274-2	52-0601	S46・	139	(1)
2	宮司公民館	〒811 -33 大字宮司1138	52-0071		745	1

玄 海 町

	玄海町公民館	〒811 -35 大字江口465	(0940) 62-2111			(5)
--	--------	---------------------	-------------------	--	--	-----

大 島 村

	大島村公民館	〒811 -37 大島村1765	(0940) 72-2321	S51・	916	(2)
--	--------	---------------------	-------------------	------	-----	-----

(遠 賀 郡)

芦 屋 町

	芦屋町中央公民館	〒807 -01 中ノ浜4-4	(093) 222-1681	S53・8・31	4,097	(3)
1	(山鹿公民館)	〒807 -01 山鹿2862	(093) 223-1892	S47・4・1	595	1(1)
2	(芦屋東公民館)	〒807 -01 緑ヶ丘4-22	(093) 222-1981	H 2・10・1	575	1

## 水 卷 町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	水巻町中央公民館	〒807 大字頃末880-5	(093) 201-0401	S61・10・15	3,192㎡	6人
1	水巻町南部公民館	〒807 下二東3丁目3番21号	(093) 202-2472	H 5・3・31	984	4(2)

## 岡 垣 町

	岡垣町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-12</sub> 大字吉木1072-1	(093) 282-0162	S47・3・15	1,307	3(1)
1	岡垣町東部公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-42</sub> 大字山田17	282-0035	S51・	980	1(1)
2	〃 西部公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-42</sub> 大字内浦145	282-7476	S53・	652	(1)

## 遠 賀 町

	遠賀町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-43</sub> 大字今古賀513	(093) 293-1355	S50・8・31	2,242	1(1)
--	----------	--	-------------------	----------	-------	------

## (鞍 手 郡)

## 鞍 手 町

	鞍手町中央公民館	〒 <sup>807</sup> <sub>-13</sub> 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S56・10・31	2,667	(10)
--	----------	--	-------------------	-----------	-------	------

## 小 竹 町

	小竹町中央公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-11</sub> 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S54・2・20	1,647	(8)
1	北 公 民 館	〒 <sup>820</sup> <sub>-11</sub> 大字勝野2379-1	(09496) 2-6629	S45・3・17	480	0

## 若 宮 町

	若宮町中央公民館	〒 <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字高野572	(09495) 2-0859	S49・4・18	1,121	4(10)
1	吉 川 支 館	〒 <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字脇田16	4-0301	S35・	301	0
2	中 支 館	〒 <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字稲光711-1		S35・	113	0

## 宮 田 町

	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S51・12・10	1,432	3(4)
--	----------	---------------	-------------------	-----------	-------	------

## (嘉 穂 郡)

## 桂 川 町

	桂川町公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-06</sub> 大字土居368-2	(0948) 65-1100	S43・8・1	866	(10)
--	--------	---	-------------------	---------	-----	------

## 嘉 穂 町

	嘉穂町公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-03</sub> 大字牛隈201	(0948) 57-0080	S43・3・25	779	(8)
--	--------	---	-------------------	----------	-----	-----

## 稲 築 町

	稲築町公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-02</sub> 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S45・12・20	1,488	3(1)
--	--------	--	-------------------	-----------	-------	------

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

碓井町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	碓井町公民館	〒820-05 上臼井446-1	(0948) 62-2270	S56・10・5	202㎡	(5)人

筑穂町

	筑穂町中央公民館	〒820-07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S55・10・15	2,305	2(8)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	------

穂波町

	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S53・8・31	1,795	3(6)
--	--------	--------------	-------------------	----------	-------	------

庄内町

	庄内町公民館	〒820-01 大字有安830-3	(0949) 82-3344	S34・9・30	1,428	3(6)
--	--------	-------------------	-------------------	----------	-------	------

穎田町

	穎田町公民館	〒820-11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S47・6・1	1,034	1(7)
--	--------	--------------------	-------------------	---------	-------	------

(朝倉郡)

杷木町

	杷木町公民館	〒838-15 大字寒水80-1	(0946) 62-0178	S37・3・31	1,108	5(2)
--	--------	------------------	-------------------	----------	-------	------

朝倉町

	朝倉町公民館	〒838-13 大字宮野2047-1	(0946) 52-1111	S39・3・20	719	1(3)
--	--------	--------------------	-------------------	----------	-----	------

三輪町

	三輪町公民館	〒838 大字新町450	(0946) 22-2770	S49・5・	1,546	1(10)
--	--------	--------------	-------------------	--------	-------	-------

夜須町

	夜須町中央公民館	〒838-02 大字篠隈246	(0946) 42-3121	S60・3・	2,515	1(8)
--	----------	-----------------	-------------------	--------	-------	------

小石原村

	小石原村公民館	〒838-16 大字小石原941-9	(0946) 74-2234	H 1・9・	676	1(1)
--	---------	--------------------	-------------------	--------	-----	------

宝珠山村

	宝珠山村公民館	〒838-17 大字宝珠山6425	(0946) 72-2301	S54・2・28	883	4
--	---------	-------------------	-------------------	----------	-----	---

(糸島郡)

二丈町

	二丈町中央公民館	〒819-16 大字深江1145	325-0234	S45・11・30	1,866	(3)
--	----------	------------------	----------	-----------	-------	-----

1	福吉公民館	〒819-16 大字吉井4017	326-5501	S49・4・15	652	2
2	一貴山公民館	〒819-16 大字石崎81	325-0151	S53・2・28	651	2
3	深江公民館	〒819-16 大字深江1145	325-0234	S54・11・30	1,866	2

志摩町

1	中央公民館	〒819-13 大字初18	(092) 327-1734	S60・9・13	1,553	2
2	桜野公民館	〒819-13 大字桜井5942	327-0259	S46・4・1	446	2
3	引津公民館	〒819-13 大字御床2165-3	328-0855	H 3・1・31	763	2
4	芥屋公民館	〒819-13 大字芥屋26-7	328-2009	S59・3・20	493	2

(浮羽郡)  
吉井町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	吉井町中央公民館	〒839-13 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S48・3・20	1,270㎡	3(8)人

田主丸町

	田主丸町中央公民館	〒839-12 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S48・6・9	1,230	(5)
--	-----------	--------------------	-------------------	---------	-------	-----

浮羽町

	浮羽町公民館	〒839-14 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S56・3・23	2,840	5(5)
--	--------	-------------------	-------------------	----------	-------	------

1	田籠公民館	〒839-14 大字田籠1151-1		S54・1・31	335	2
2	山春公民館	〒839-14 大字山北783		S53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839-14 大字吉川479	(09437) 7-7088	S53・1・23	343	2
4	御幸公民館	〒839-14 大字朝田589-1	7-2004	S42・2・20	274	2

(三井郡)  
北野町

	北野町中央公民館	〒830-11 大字中273-1	(0942) 78-2308	S63・10・31	2,822	(4)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	-----

大刀洗町

	大刀洗町中央公民館	〒830-12 大字富多819	(0942) 77-2670	S52・12・15	940	3(4)
--	-----------	-----------------	-------------------	-----------	-----	------

(三潯郡)  
城島町

	城島町公民館	〒830-02 大字檜津748-1	(0942) 62-2111	S54・4・	1,030	1(5)
--	--------	-------------------	-------------------	--------	-------	------

大木町

	大木町公民館	〒830-04 大字八丁牟田255-1	(0944) 32-1047	S53・9・	1,128	1(3)
--	--------	---------------------	-------------------	--------	-------	------

三潯町

	三潯町公民館	〒830-01 大字玉満2949-1	(0942) 64-3020	H 5・3・31	2,067	1(7)
--	--------	--------------------	-------------------	----------	-------	------

(八女郡)  
黒木町

	黒木町公民館	〒834-12 大字桑原244-2	(09434) 2-1111	S47・12・12	1,972	7
--	--------	-------------------	-------------------	-----------	-------	---

上陽町

	上陽町中央公民館	〒834-11 大字北川内483-1	(0943) 54-3131	S47・12・30	722	7
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-----	---

立花町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1130	(0943) 23-5141	S49・6・29	354	4(1)
--	----------	---------------	-------------------	----------	-----	------

1	北山公民館	〒834 大字北山2692	23-4656	S49・3・31	280	0
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	35-0001	S49・3・31	280	0
3	辺春公民館	〒834 大字上辺春394-2	36-0001	S49・3・31	280	0

広 川 町

名称の ( ) は分館  
職員数の ( ) は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	広川町中央公民館	〒834 -01 大字新代1804-1	(0943) 32-1111	S43・12・	671	1(7)

矢 部 村

	矢部村中央公民館	〒834 -14 大字北矢部10528	(0943) 47-2122	S63・5・1	1,105	2
--	----------	------------------------	-------------------	---------	-------	---

星 野 村

	星野村中央公民館	〒834 -02 星野村13201-1	(0943) 52-3111	S59・3・25	688	1(1)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	-----	------

(山 門 郡)

瀬 高 町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄792-1	(0944) 62-5201	S52・3・20	2,266	2(9)
--	----------	----------------	-------------------	----------	-------	------

1	北 公 民 館	〒835 大字長田3353-9	63-8773	S48・4・31	416	1
2	上 庄 公 民 館	〒835 大字上庄185-2	63-2986	H元・7・1	202	0
3	清 水 公 民 館	〒835 大字大草L1(仮地番)	62-5823	H5・3・31	516	3

大 和 町

	大和町中央公民館	〒839 -02 大字栄231	(0944) 76-1111	S55・3・21	2,162	1(3)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	-------	------

三 橋 町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(0944) 73-4489	S55・9・10	2,141	1(6)
--	----------	--------------	-------------------	----------	-------	------

山 川 町

	山川町公民館	〒835 -01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S42・2・11	719	1(2)
--	--------	-----------------------	-------------------	----------	-----	------

(三 池 郡)

高 田 町

	高田町公民館	〒839 -02 大字濃施480	(0944) 22-5595	S45・3・31	1,169	(4)
--	--------	---------------------	-------------------	----------	-------	-----

(田 川 郡)

香 春 町

	香春町中央公民館	〒822 -14 大字高野987-1	(0947) 32-2162	S50・10・31	517	3(1)
--	----------	-----------------------	-------------------	-----------	-----	------

1	(香春校区公民館)	〒822 -11 新町	2-6923	S56・7・30	205	1
---	-----------	----------------	--------	----------	-----	---

添 田 町

	添田町中央公民館	〒824 -06 大字添田538-1	(0947) 82-0616	S42・6・30	592	2(2)
--	----------	-----------------------	-------------------	----------	-----	------

	そえだ公民館	〒824 -06 大字庄952	82-2559	S63・6・30	2,201	2(2)
1	津野公民館	〒824 -04 大字津野6059	84-2001	S55・3・31	353	1(1)
2	彦山公民館	〒824 -07 大字落合800	85-0702	S56・5・30	458	1(1)
3	中元寺公民館	〒824 -06 大字中元寺2465	82-3404	S56・6・20	408	1(1)
4	野田公民館	〒824 -06 大字野田1623-1		S56・3・30	298	(1)

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

金 田 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	金田町中央公民館	〒822 -12 大字金田1153-1	(0947) 22-0425	S57・3・31	588㎡	(7)人

糸 田 町

	糸田町中央公民館	〒822 -12 糸田2395	(0947) 26-0038	S48・7・31	1,158	2(6)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	-------	------

川 崎 町

	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S38・3・	700	1(4)
--	----------	----------------	-------------------	--------	-----	------

赤 池 町

	赤池町公民館	〒822 -11 大字赤池1148、1149	(0947) 28-2004	S48・10・31	612	1(2)
--	--------	---------------------------	-------------------	-----------	-----	------

方 城 町

	方城町中央公民館	〒822 -12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S48・7・	1,180	1(3)
--	----------	----------------------	-------------------	--------	-------	------

大 任 町

	大任町公民館	〒824 -05 大字大行事3180-1	(0947) 63-2242	S48・4・1	1,810	3(6)
--	--------	-------------------------	-------------------	---------	-------	------

赤 村

	赤村中央公民館	〒824 -04 大字内田1188-1	(0947) 62-3003	S59・	31	3(1)
--	---------	------------------------	-------------------	------	----	------

(京 都 郡)

苺 田 町

	苺田町中央公民館	〒800 -03 京町2-5	(093) 436-0061	S54・10・12	3,834㎡	3人
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	--------	----

1	小波瀬コミュニティー センター	〒800 -03 大字新津1682-4	(09302) 3-1000	H元・8・1	1,257	3
2	西部公民館	〒800 -13 大字鋤崎481-1	(09302) 3-8100	H 6・3・25	1,585	3
3	北公民館	〒800 -03 若久町1丁目3-7	(093) 434-9000	H 4・2・28	1,542	3

犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824 -02 大字本庄641-1	(09304) 2-0001	S61・4・25	1,600	2(1)
--	----------	-----------------------	-------------------	----------	-------	------

勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824 -08 大字黒田79	(093032) 2092	S43・	611	2
--	----------	--------------------	------------------	------	-----	---

1	(諫山分館)	〒824 -08 大字岩熊1177		S29・	103	(1)
---	--------	----------------------	--	------	-----	-----

豊 津 町

	豊津町中央公民館	〒824 -01 大字豊津1118	(093033) 3115	S46・3・16	1,734	(1)
--	----------	----------------------	------------------	----------	-------	-----

(築 上 郡)

椎 田 町

	椎田町中央公民館	〒829 -03 大字高塚756	(09305) 6-0251	S47・2・28	2,076	2
--	----------	---------------------	-------------------	----------	-------	---

吉 富 町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	H 4・12・21	3,401	1(9)
--	--------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

築 城 町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	築城町公民館	〒829-01 大字築城251	(09305) 2-0001	S46・2・13	1,277	1(2)
1	下城井公民館	〒829-01 大字安武155	2-2886	S47・2・31	547	0
2	上城井公民館	〒829-01 大字本庄2111-2	4-0823	S51・6・8	519	0

新 吉 富 村

	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(0979) 72-2072	S49・7・20	663	1(1)
1	新吉富村コミュニティセンター	〒871-09 緒方588-1	(0979) 72-2507	H 5・4・1	578	1(1)

大 平 村

	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下1496-1	(0979) 72-2005	S 4・8・	964	1(1)
1	金代公民館	〒871-09 大字西友枝582-1		S40・	74	(1)
2	小畑公民館	〒871-09 " 3437		S33・	101	(1)
3	横川公民館	〒871-09 " 2455	72-4167	S39・	109	(1)
4	仙代公民館	〒871-09 " 2140-2	72-3120	S42・	110	(1)
5	東上公民館	〒871-09 大字東上2792	72-4159	S39・	169	(1)
6	土佐井公民館	〒871-09 大字土佐井397-3	72-2781	S41・	210㎡	1(1)人
7	下唐原公民館	〒871-09 大字下唐原856-1	23-3498	S31・	231	1(1)
8	小池公民館	〒871-09 " 2148-15		S47・	127	(1)

(平成6年5月1日現在)

公民館のあたたかい経営は、活動に大きな力になります。

# 公民館 総合補償制度

行事傷害補償  
賠償責任補償  
職員災害補償

●制度の問い合わせ・取扱いセンター

☎ 0120-42-2324 (電話料金無料)

株式会社 公民館補償センター

〒150 東京都渋谷区神宮前5-38-10

●制度提供 社団法人 全国公民館連合会

●制度提携保険会社 安田火災海上保険株

大会

6年7月29日